
久留米市公共施設白書

(公共施設の現状と課題)

～キラリ輝く未来へ良質な公共サービスを提供し続けるために～



平成26年7月 久留米市

はじめに

わが国では、高度経済成長期に集中的に公共施設などの社会資本を整備しており、現在これらの老朽化が急速に進行しつつあり、今後どのように維持更新していくのか、また、厳しい財政状況の中でどのように費用を捻出していくのかが喫緊の課題となっています。

本市においても、社会的需要や市民サービスの向上を図るため、学校施設、文化施設、福祉施設など様々な公共施設を整備してきました。これらの公共施設の多くは、建設から30年以上経過し老朽化の進行による機能の低下などの課題を抱えており、近い将来、施設の改修や更新に要する費用が市の財政運営に大きな負担となることが予想されます。

また、人口減少や少子高齢化の進行、さらには広域合併による環境の変化などに伴い、施設の利用状況やニーズも変化しており、設置当初想定していた規模や機能などが実態に即さない状況が見込まれます。

こうした状況下、国は各地方公共団体に対して、長期的な視点から、地方公共団体が所有する全施設を対象に更新・統廃合・長寿命化などを円滑に進め、財政負担の軽減・平準化を図るための計画策定を求めています。

このような情勢の中で、公共施設の最適化に向けた取組みを効果的、効率的に進めていくために、まず公共施設に関する現状把握と課題整理を行い、ここに『久留米市公共施設白書』として作成しました。

この公共施設白書により、市民の皆様と久留米市の公共施設の現状について認識を共有する中で、総合的な視点から今後の公共施設のあり方について検討を重ね、課題解消に向けた取組みを計画的に進めていきたいと思っております。

キラリ輝く久留米の未来に向け、時代に即した良質な公共サービスを提供し続けられるよう、これからも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

久留米市長 楢原利則





目 次

	ページ
第1章 公共施設白書作成にあたって	1
1 公共施設白書作成の背景	2
(1) 公共施設をめぐる全国的な動向	2
(2) 公共施設の最適化に向けた取組みの必要性	3
(3) 公共施設白書を作成する目的	4
2 対象施設等の整理	5
(1) 対象とする施設の財産区分上の分類	5
(2) 対象施設の設置目的別分類	6
(3) 施設老朽化の考え方	8
(4) データや出典等の整理	9
第2章 久留米市を取り巻く環境	11
1 広域合併と公共施設	12
(1) 広域合併の概況	12
(2) 広域合併による公共施設	13
2 人口動向	14
(1) 総人口と人口構造の推移	14
(2) 総人口と人口構造の推計	15
3 財政状況	16
(1) 財政状況の推移	16
(2) 財政の現状と推計	17



	ページ
第3章 公共施設の現状分析	19
1 保有の状況	20
(1) 設置経過	20
(2) 設置目的別の施設保有状況	22
(3) 他都市との比較	24
(4) 建設年代と老朽化	26
(5) 建物品質の状況	28
2 利用の状況	30
(1) 用途で見る利用状況	30
(2) 主な用途の利用状況	32
3 費用の状況	38
(1) 維持管理費の状況	38
(2) 改修及び建替え・新設事業費の状況	39
(3) 改修及び建替え事業費の試算	40
4 設置目的別施設の状況	42
第4章 課題整理と今後の方向性	51
1 課題の整理	52
(1) 久留米市の公共施設を取り巻く課題	52
(2) 現状分析から導かれる課題	53
(3) 課題解決に向けた方向性	56
2 今後の取組み	57
参考資料	59
1 公共施設に関する国からの通知	60
(1) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について	60
(2) インフラ長寿命化基本計画	63





第1章 公共施設白書作成にあたって

※ 1 公共施設白書作成の背景

- (1) 公共施設をめぐる全国的な動向
- (2) 公共施設の最適化に向けた取組みの必要性
- (3) 公共施設白書を作成する目的

※ 2 対象施設等の整理

- (1) 対象とする施設の財産区分上の分類
- (2) 対象施設の設置目的別分類
- (3) 施設老朽化の考え方
- (4) データや出典等の整理



1

公共施設白書作成の背景

(1) 公共施設をめぐる全国的な動向

わが国では、高度経済成長期の人口増加や社会的需要に対応するため、道路や下水道などインフラ施設と同様に、様々な公共施設を急速に整備してきました。

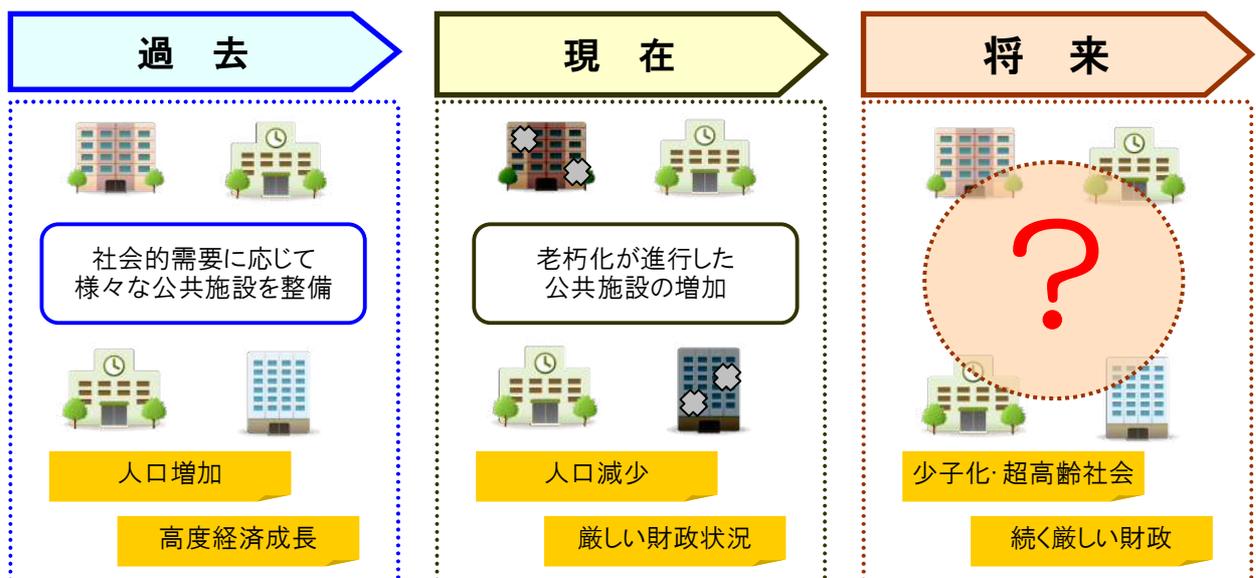
現在、これらの公共施設は着実に老朽化が進んでおり、国・地方共に厳しい財政状況が続く中で、今後、施設の改修や建替えに要する費用の増大が財政運営面での大きな課題となっています。

また、今日では人口減少社会に突入するとともに、少子化、そして超高齢社会の到来が目前に控えており、人口構造も急速に変化しはじめています。

これら、人口減少や少子高齢化に伴う社会環境の大きな変化は、公共施設を通じたサービスの提供のあり方にも多大な影響を与えると予測されます。

このような状況は、全国の多くの自治体が抱える課題であり、先進的な自治体では、既にその解決に向けた取組みを本格化させています。

そして、国においては、財政負担の軽減や平準化を図るため、各地方公共団体に対し、長期的な視点から地方公共団体が所有する公共施設を対象に更新、統廃合、長寿命化などを円滑に進めるための計画策定を要請しています。[※]



※ 「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付 総務第74号 総務大臣通知）本書の60ページに参考資料として掲載しています。

(2) 公共施設の最適化に向けた取組みの必要性

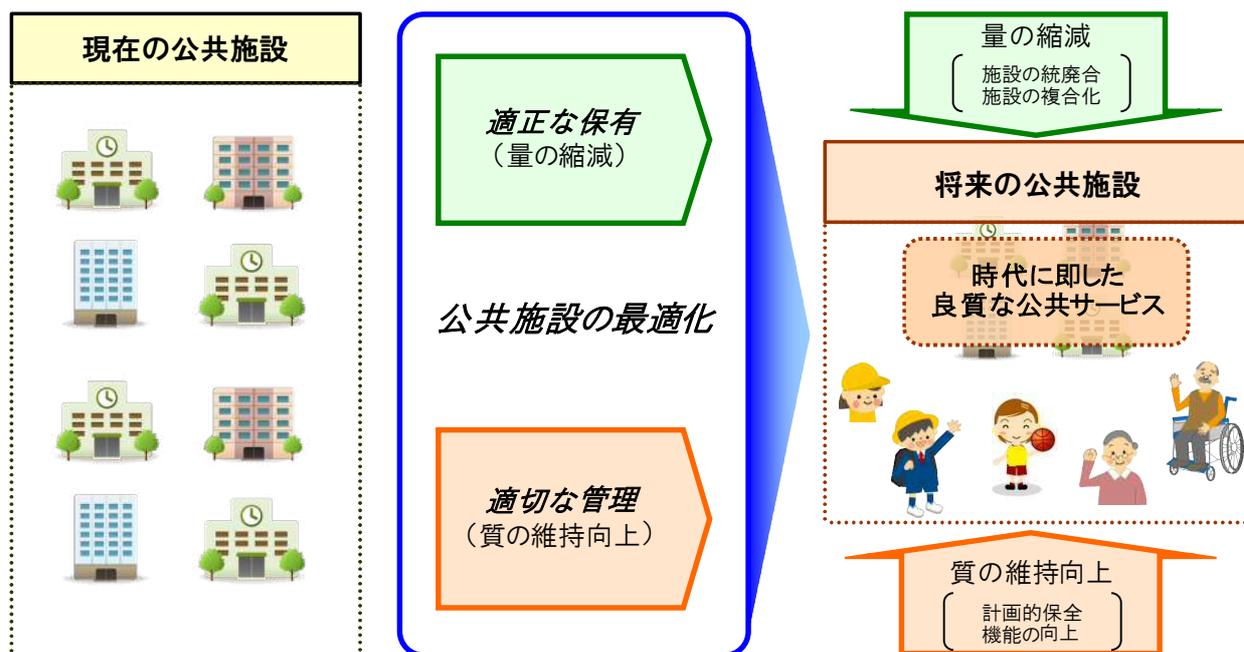
本市においても、基本的には全国的な動向に同じく、昭和40年代から50年代を中心に、社会的需要に応じ、市民サービスの向上を図るため、学校施設、市営住宅、文化施設、福祉施設など数多くの公共施設を整備してきました。

そして、公共施設の老朽化が進む中で、今後、改修や建替えに要する費用の増大は、市の財政運営に深刻な影響を与えることが予測されます。

また、人口については、平成25年度には合併後初めて増加しましたが、長期的な人口推計では、人口減少や少子高齢化の進行は避けられない見通しで、現在の施設規模や施設機能では、将来の市民ニーズに即さない状況が見込まれます。

このような状況において、市民の皆様には公共施設を通じた良質なサービスを提供し続けるためには、将来にわたり必要な公共施設を見極めた上で保有し、そして安全で効率的に管理、運営していくことが大切です。

そのため、現在の公共施設の保有状況や管理方法等について検証を行い、「適正な保有」と「適切な管理」を両輪とする「公共施設の最適化」に向けた取組みを早急に進める必要があります。



(3) 公共施設白書を作成する目的

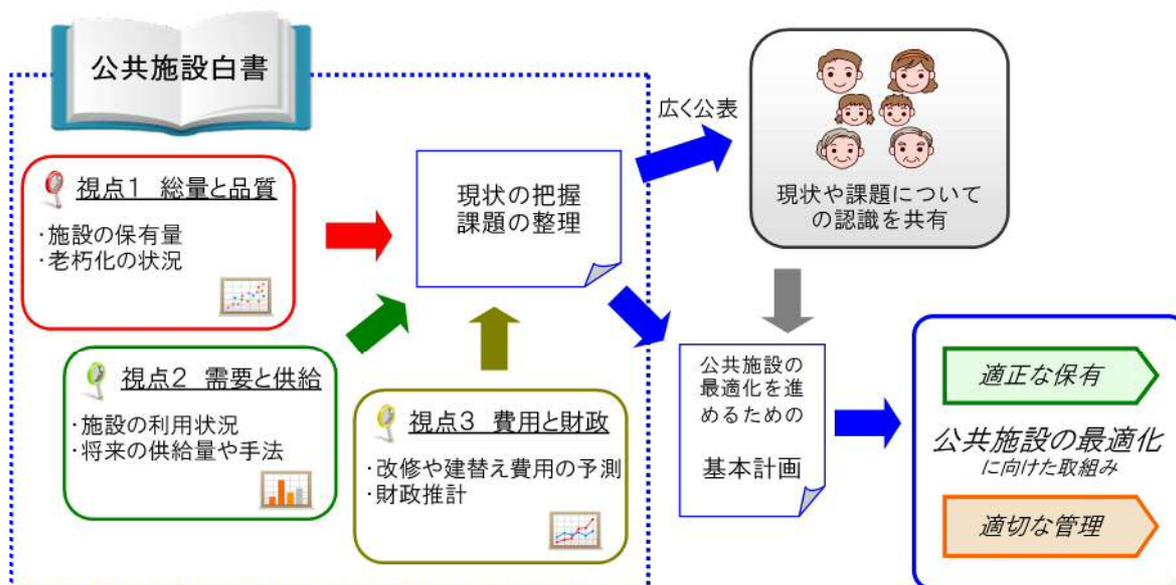
「公共施設の最適化」の取組みを効果的、効率的に進めるためには、まず、久留米市が保有し又は管理する公共施設に関し、現状の把握と課題の整理が必要であることから、「久留米市版の公共施設白書（以下、「施設白書」という。）」を作成するものです。

この施設白書は、今後、公共施設の最適化の取組みを進めるための「基本計画」策定の重要な基礎資料となります。

そして、作成した施設白書を広く公表し、多くの市民や施設利用者の皆様と、公共施設に関する現状や課題についての認識を共有します。

そのため、この施設白書では、久留米市の公共施設の現状と課題を3つの視点から分析していきます。

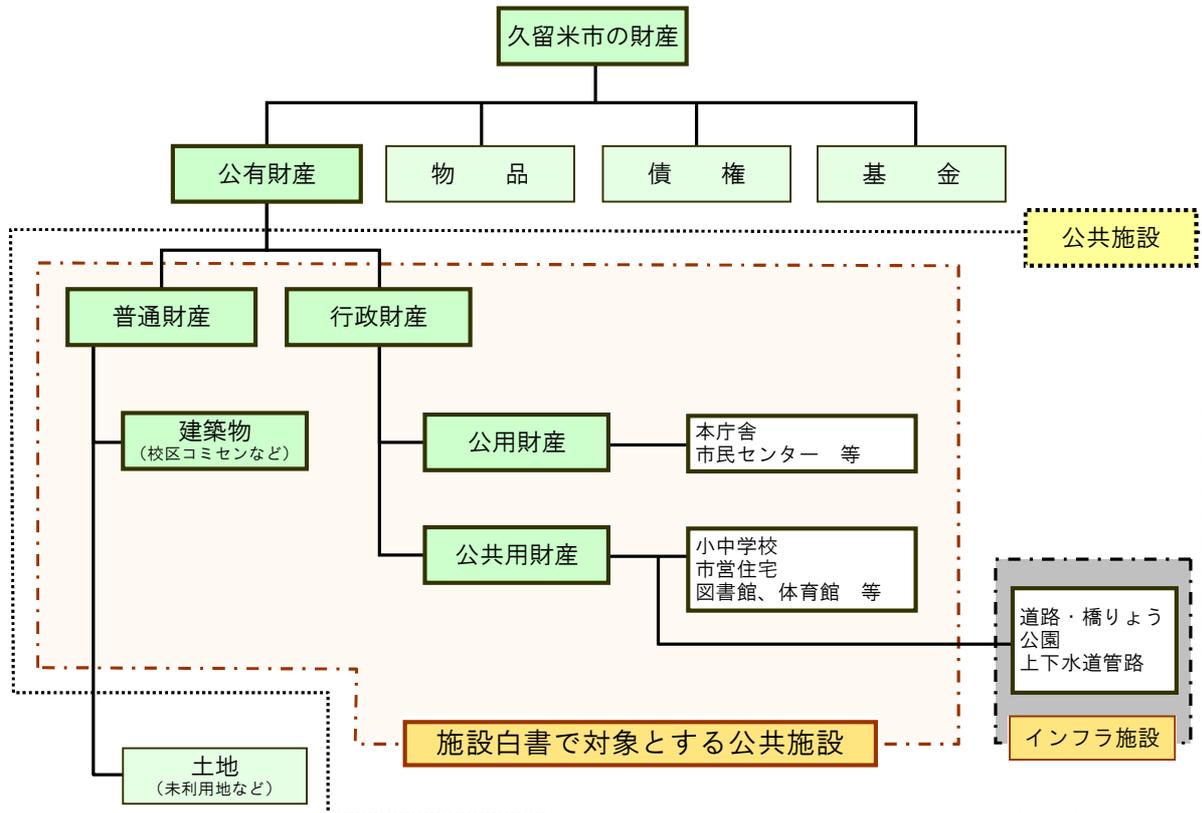
 視点1 総量と品質	施設の保有量と老朽化の状況などの建物品質に関する視点
 視点2 需要と供給	施設の利用状況と将来の供給量や供給手法に関する視点
 視点3 費用と財政	施設の改修や建替え費用の予測と財政推計に関する視点



(1) 対象とする施設の財産区分上の分類

地方自治体が所有し、又は管理する財産（借用している財産を含む）は、地方自治法に基づき、下図のように分類されます。

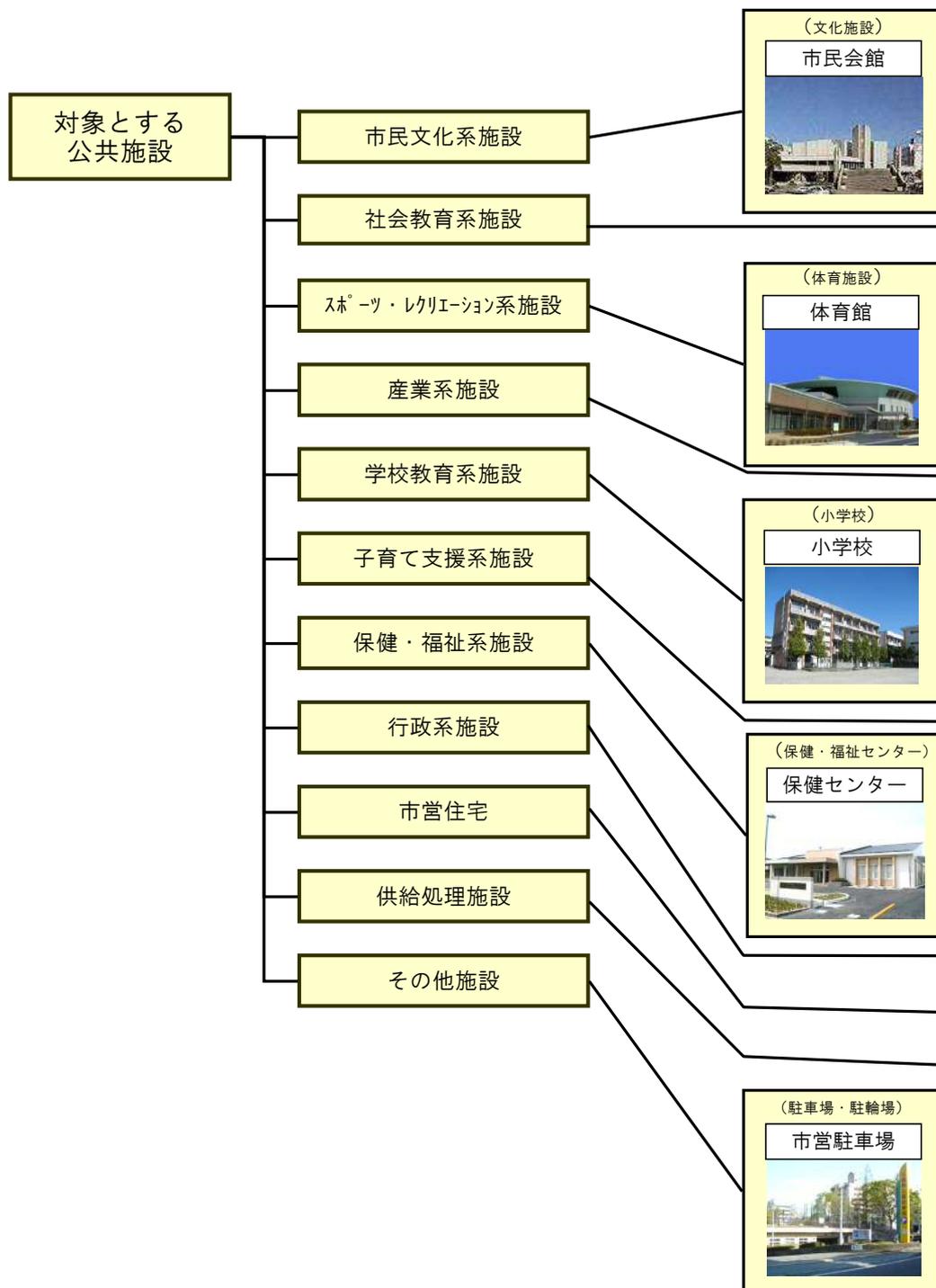
一般に言われる「公共施設」のうち、建築物を主体とする施設を本書の対象としました。なお、道路、橋りょう、公園、上下水道管路などは「インフラ施設」として整理し、本書の対象外としました。



- ※ 市民利用のために建物を借用している施設も対象に含めています。
- ※ 校区コミュニティセンターの中には、民有施設(校区コミュニティ組織等が所有)もありますが、全て対象に含めています。
- ※ 屋外体育施設など建築物が主たる目的でない施設は、対象に含めていません。

(2) 対象施設の設置目的別分類

対象とする施設の設置目的別分類は、次のとおりです。



主な施設例

<p>(広域集会施設)</p> <p>市民センター多目的棟</p> 	<p>(校区コミュニティセンター)</p> <p>校区コミュニティセンター</p> 	<p>(生涯学習施設)</p> <p>生涯学習センター</p> 	<p>(図書施設)</p> <p>図書館</p> 	<p>(展示施設)</p> <p>草野歴史資料館</p> 
<p>(レクリエーション・観光施設)</p> <p>鳥類センター</p> 		<p>(産業系施設)</p> <p>道の駅くるめ</p> 		
		<p>中央卸売市場</p> 		
<p>(中学校・その他の学校)</p> <p>中学校</p> 	<p>(教育関連施設)</p> <p>給食センター</p> 	<p>(保育所)</p> <p>保育所</p> 		
		<p>(学童保育所)</p> <p>学童保育所</p> 		
		<p>(その他幼児・児童施設)</p> <p>子育て支援センター</p> 		
<p>(老人いこいの家)</p> <p>老人いこいの家</p> 		<p>(事務庁舎施設)</p> <p>市庁舎</p> 		
		<p>(行政倉庫施設)</p> <p>文化財収蔵庫</p> 		
		<p>(消防・防災施設)</p> <p>水防備蓄倉庫</p> 		
<p>(その他)</p> <p>競輪場</p> 	<p>(ごみ処理関連施設)</p> <p>上津クリーンセンター</p> 	<p>(上下水道施設)</p> <p>放光寺浄水場</p> 	<p>(上下水道施設)</p> <p>下水処理場</p> 	<p>(市営住宅)</p> <p>市営住宅</p> 

※ 上図の主な施設例の（ ）内については、総務省が用いている施設の用途別分類表を参考に、本市で作成した用途別分類表の中分類を表記しています。

() 下の施設名称については、設置目的が同一、または類似している施設で複数あるものは、その総称を、単一のものはその施設の固有名称を表記しています。

(3) 施設老朽化の考え方

公共施設などの建物は、経過年数とともに老朽化が進み、性能が低下します。

ここでは、一般社団法人日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」に沿って、施設白書における公共施設の老朽化の考え方について整理します。

建物の標準耐用年数は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造や木造など構造毎に設定されています。

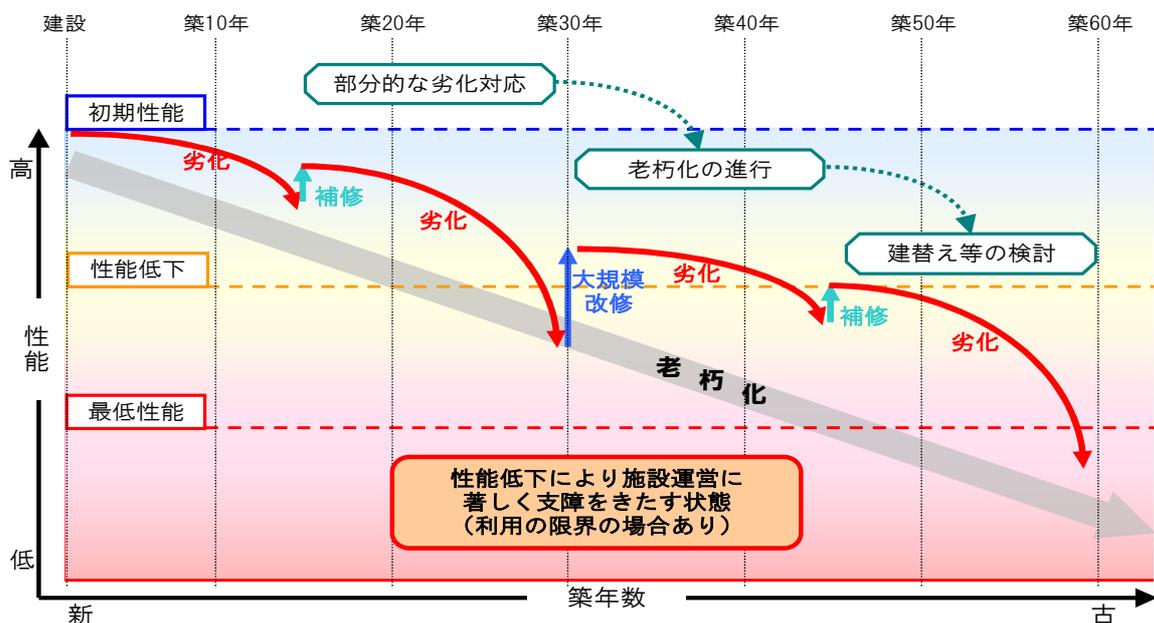
公共施設の老朽化の考え方については、最も多く建設されている鉄筋コンクリート構造の標準耐用年数60年を基に整理します。

また、建物性能の劣化傾向は、一般的に建設当初の性能から概ね30年で内外装及び設備の老朽化・陳腐化等により、著しく機能が低下し、施設を維持するためには大規模な改修等（機能回復）が必要となります。

その後も、年々、機能は低下し、およそ60年目には施設維持の最低性能の限界を迎え、施設運営に著しく支障をきたす可能性があるため、建替え等の検討が必要となります。

築年数別の老朽化対応整理

築年数	西暦	和暦	老朽化への対応
築15年以下	1998年度以降	平成10年以降	部分的な劣化対応 (個別の補修・修繕)
築15年超 築30年以下	1983年度～ 1997年度	昭和58年度～ 平成9年度	
築30年超 築45年以下	1968年度～ 1982年度	昭和43年度～ 昭和57年度	老朽化進行に伴う 大規模な改修等
築45年超	1967年度以前	昭和42年度以前	建替え等の検討



(4) データや出典等の整理

施設白書の作成にあたり、本市の公共施設に関するデータや、数字の端数処理などについては、以下のような整理をしています。

① データ等の時点について

- ◆ 施設白書で取り扱うデータは、基本的に平成24年度末時点のものです。
- ◆ 施設白書で対象とする施設は、平成24年度末時点で存在している公共施設です。そのため、平成25年度以降に廃止や解体を行った施設も含まれています。また、平成25年度以降に設置した施設については、含まれていません。

② 端数処理について

- ◆ 表や図に使用している数字は、端数処理の関係でその合計が合わない場合があります。

③ 各種計画等との整合について

- ◆ 施設白書に掲載する数値は、本市の施設全体を統一した基準で整理しています。そのため、市が公表している各種計画等の掲載数値と異なる場合があります。

④ 情報やデータの出典について

- ◆ 施設白書に用いた情報やデータの出典等は、以下とおりです。

	出典等
人口の推移	・総務省「国勢調査」
人口の推計	・国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」 ・久留米市「住民基本台帳月報」
財政状況	・久留米市「平成24年度普通会計決算」
他都市の保有状況	・東洋大学PPP研究センター「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」
改修・建替え事業費の試算	・自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研修報告書（平成23年3月）」（公共施設及びインフラ資産の更新にかかる費用を簡便に推計する方法に関する研究）

※ ここで整理している条件以外で、データ等に関する補足事項は、それぞれの掲載ページに注釈を入れて解説しています。



第2章

久留米市を取り巻く環境

- ※ 1 広域合併と公共施設
 - (1) 広域合併の概況
 - (2) 広域合併による公共施設

- ※ 2 人口動向
 - (1) 総人口と人口構造の推移
 - (2) 総人口と人口構造の推計

- ※ 3 財政状況
 - (1) 財政状況の推移
 - (2) 財政の現状と推計



(1) 広域合併の概況

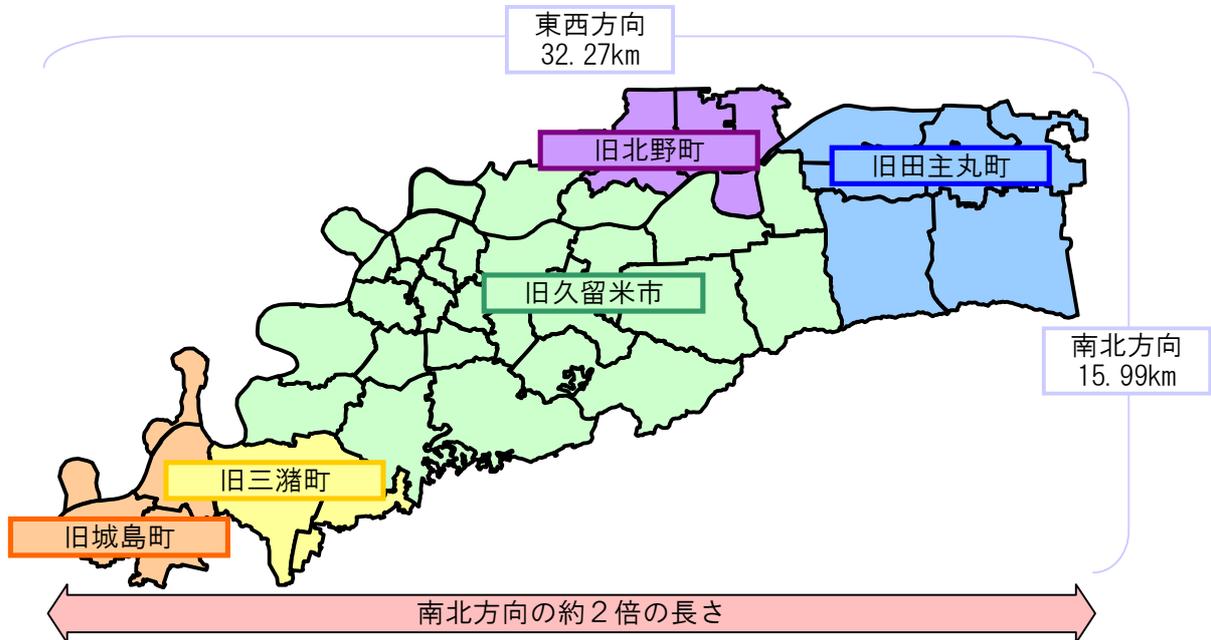
久留米市は福岡県南部の筑後地域に位置し、明治22年の市制施行以来、数次にわたる合併を繰り返し、ゴム産業をはじめとする商工業と農業のバランスのとれたまちとして発展を遂げ、今日まで筑後地域の中核都市としての役割を担ってきました。

また、本市は、九州縦貫自動車道や国道3号をはじめとする広域幹線道路網、九州新幹線、JR鹿児島本線・久大本線、西鉄天神大牟田線・甘木線などの鉄道網に恵まれた北部九州の交通の要衝に位置しています。

近年では、平成17年2月の田主丸町、北野町、城島町、三潯町との広域合併で、面積は229.84km²、人口は30万人を超える新・久留米市が誕生しました。

そして、人口規模が30万人を超えたことにより、平成20年4月には中核市に移行し、保健所設置による一貫した保健サービスの提供など、国や県から委譲された約2,000項目の事務権限を最大限に活用し、行政サービスの充実・向上を図っています。

《 広域合併の概況 》



		旧久留米市	旧田主丸町	旧北野町	旧城島町	旧三潯町	合計
面積 (km ²)		124.68	50.99	20.49	17.58	16.10	229.84
人口 (人)	H17.2.5	237,015	21,082	17,789	14,020	16,042	305,948
	H25.4.1	237,102	20,167	17,910	12,971	16,681	304,831

(2) 広域合併による公共施設

平成17年2月の合併前に旧久留米市が保有していた公共施設の床面積は、約80万㎡でしたが、合併により約105万㎡になりました。

合併前は、各々の市町がそれぞれに行政サービスを提供するための公共施設を保有していましたが、合併後、これらの公共施設は、新・久留米市に引き継がれ、設置目的や用途が同じ施設を各地域ごとに保有している状況です。

現在の公共施設が、新・久留米市の人口や面積規模にふさわしい適正な保有状況にあるのか検証が必要です。

《 各地域の施設例 》

	旧久留米市	旧田主丸町	旧北野町	旧城島町	旧三潴町
事務庁舎	市役所庁舎 市民センター	田主丸総合支所	北野総合支所	城島総合支所	三潴総合支所
文化ホール	市民会館 石橋文化ホール 石橋文化会館 共同ホール	田主丸複合文化施設		城島総合文化センター	
体育館	荘島体育館 西田体育館 東部地区体育館 西部地区体育館	田主丸体育館	北野体育館	城島体育館	みづま総合体育館 三潴農業者トレーニングセンター
生涯学習施設	生涯学習センター 勤労青少年ホーム	田主丸公民館 田主丸勤労青少年ホーム	北野公民館 北野働く女性の家	城島公民館 青少年ふれあいセンター 城島働く女性の家	三潴公民館
施設面積	795,058㎡	87,518㎡	50,943㎡	63,111㎡	50,631㎡
	1,047,261㎡				

※ 城島公民館は、平成25年度中に施設を廃止・解体していますが、その機能は、他の既存施設に移転し、施設の有効活用を図っています。

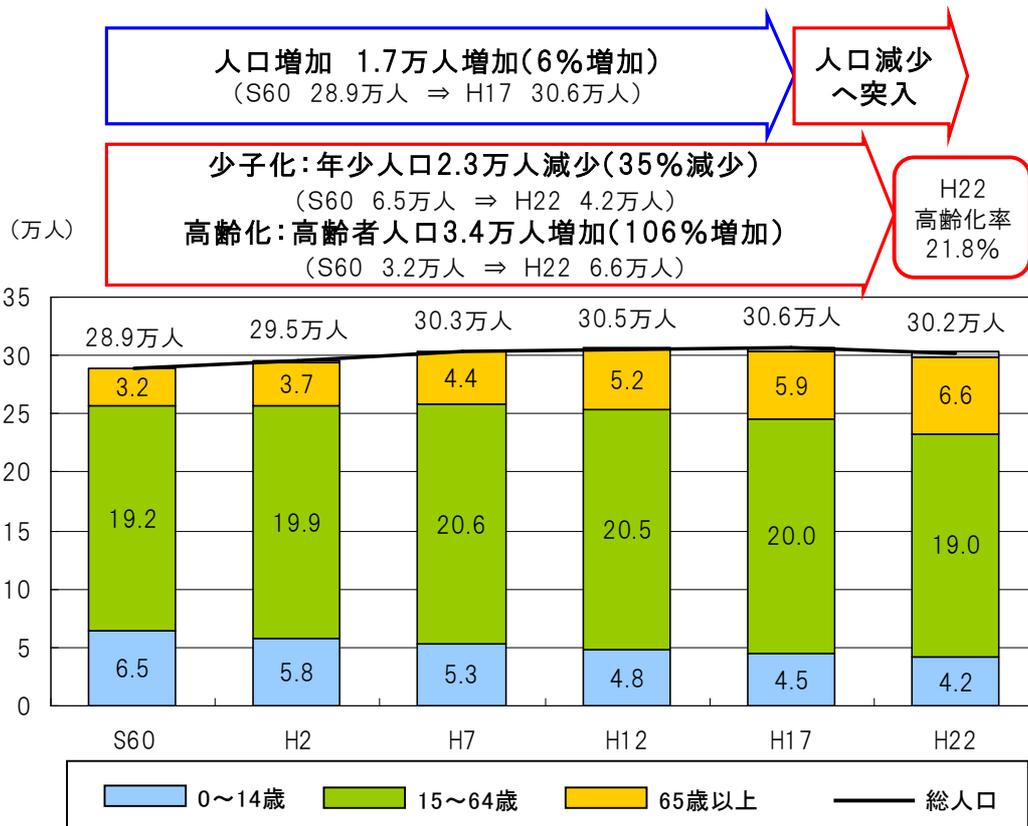
(1) 総人口と人口構造の推移

国勢調査の結果による本市の総人口及び人口構造の平成22年までの推移は、下図のとおりです。

総人口は、市制施行以来、戦時期を除き、平成17年まで増加してきましたが、30万6千人をピークに減少し始めています。

人口構造では、少子高齢化が着実に進行してきました。昭和60年から平成22年までの間に、年少人口は35%減少し、高齢者人口は106%増加しました。特に高齢化の進行は早さを増し、平成22年の高齢化率は21.8%となり、超高齢社会の基準とされている21%を超えました。

《 これまでの人口推移 》



※ 人口の推移は、総務省「国勢調査」の結果を基にしています。

なお、総人口には、年齢不詳人口を含んでいます。

※ 高齢化の定義 (WHO世界保健機関・国際連合の基準)

・ 65歳以上の人口割合 7%超	→ 高齢化社会
・ 65歳以上の人口割合 14%超	→ 高齢社会
・ 65歳以上の人口割合 21%超	→ 超高齢社会

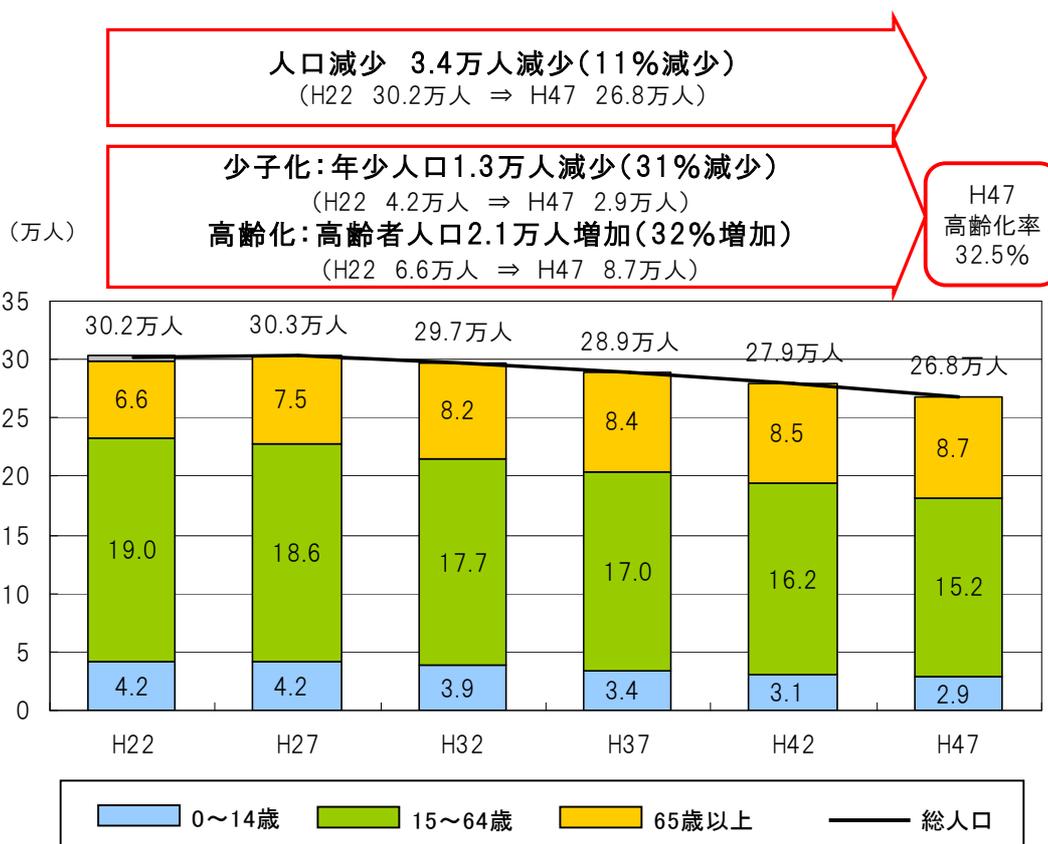
(2) 総人口と人口構造の推計

平成24年度末時点での推計では、今後の本市の総人口及び人口構造は、下図のとおりとなり、平成47年には、本市の総人口は26万8千人となると推計されています。

人口構造を見ると、少子高齢化は、今後も更に進行することが推測されます。平成22年から平成47年までの25年間の間に、年少人口は31%減少する一方で、高齢者人口は32%増加し、高齢化率が32.5%になると推計されています。

今後の人口減少、少子化・高齢化の更なる進行により、公共施設に求められる将来の需要が大きく変化していくことが想定され、公共施設を通じて提供している行政サービスの検証が必要です。

《 今後の人口推計 》



※ 平成27年度以降の人口の推計は、国勢調査人口による推計値を平成22年の国勢調査人口と住民基本台帳人口の比率を用いて住民基本台帳人口ベースに換算したものです。(推計の基礎データ: 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2013年3月推計)」、久留米市「住民基本台帳月報」)

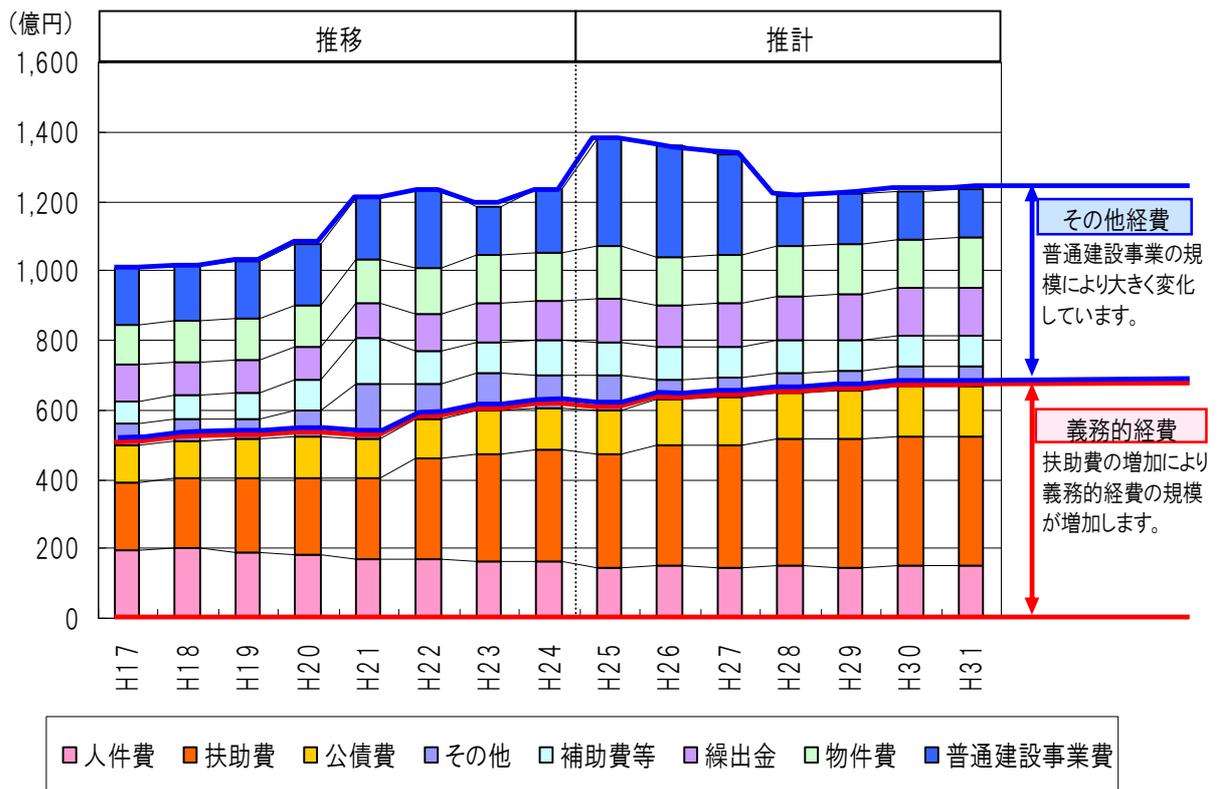
※ 平成25年度末の人口は、305,214人と、合併後初めて増加しました。
平成27年度から始まる久留米市新総合計画第3次基本計画(案)では、平成31年度末の目標人口を30万5千人と設定し、その達成に向けた取組みを進めていく予定としています。

(1) 財政状況の推移

広域合併以降の財政状況の推移と、今後の推計は、下図のとおりです。

普通会計^{※1}の歳出規模は、平成20年度の中核市移行による事務権限の増加や生活保護費をはじめとする扶助費^{※2}の増加、及び国の施策に呼応した経済対策事業の実施などの影響により年々増加してきました。

《 財政状況の推移と推計 》



※1 公共料金や利用料など独自の収入がある特別会計（下水道、国民健康保険など）を除く市の基本的な施策を行う会計であり、その主な収入には、市町村税・地方交付税などがあります。

※2 児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して地方公共団体が行う支援に要する経費（生活保護費・児童手当など）

(2) 財政の現状と推計

財政状況については、平成24年度実績をベースに7年後の平成31年度までを推計しています。

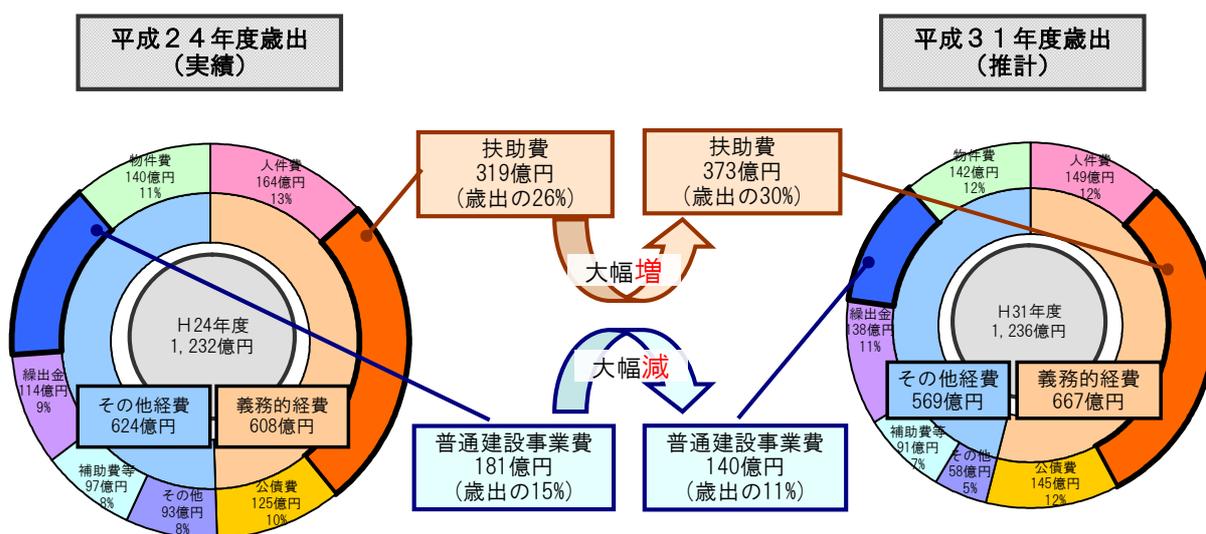
普通会計の歳出規模は、平成24年度決算で1,232億円となっており、平成31年度も同程度の規模となる見込みです。

義務的経費^{※1}のうち扶助費は、高齢化の更なる進行に伴い、平成24年度の319億円から平成31年度には373億円と、大幅に増加していく見込みです。

また、合併後これまで、国の合併支援措置として地方交付税の合併算定替え^{※2}や合併特例債^{※3}を有効に活用して様々な公共施設の建設等を進めてきましたが、合併特例期間終了後、普通建設事業^{※4}の規模は平成24年度の181億円から平成31年度には140億円へと、縮小する見込みです。

歳入の増加が見込めない中、義務的経費は増加していくため、全ての施設の改修・建替えに必要な費用を確保していくことは非常に困難であり、施設に関するコストの検証が必要です。

《 平成24年度と平成31年度の財政状況比較 》



- ※1 人件費、扶助費および公債費の3つからなる支出することが制度的に義務付けられている経費です。
- ※2 合併後も、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による普通交付税の不利益を被ることがないように配慮されたものです。
- ※3 合併した市町村が合併後10年間に限り使える特別に措置された地方債のことです。実施した普通建設事業費の95%までを市債として借り入れることができ、またその元利償還金(元金と利子を合せて返すお金)の70%が普通交付税として国から措置される有利な財源です。
- ※4 道路、学校、保育所、庁舎などの公共施設建設の経費です。



第3章

公共施設の現状分析

- ※ 1 保有の状況
 - (1) 設置経過
 - (2) 設置目的別の施設保有状況
 - (3) 他都市との比較
 - (4) 建設年代と老朽化
 - (5) 建物品質の状況
- ※ 2 利用の状況
 - (1) 用途で見る利用状況
 - (2) 主な用途の利用状況
- ※ 3 費用の状況
 - (1) 維持管理費の状況
 - (2) 改修及び建替え・新設事業費の状況
 - (3) 改修及び建替え事業費の試算
- ※ 4 設置目的別施設の状況



1

保有の状況

(1) 設置経過

本市では、これまでに社会的需要に対応し、市民サービスの向上を図るため、総合計画や各行政分野における個別計画等に基づきながら、様々な公共施設を整備してきました。

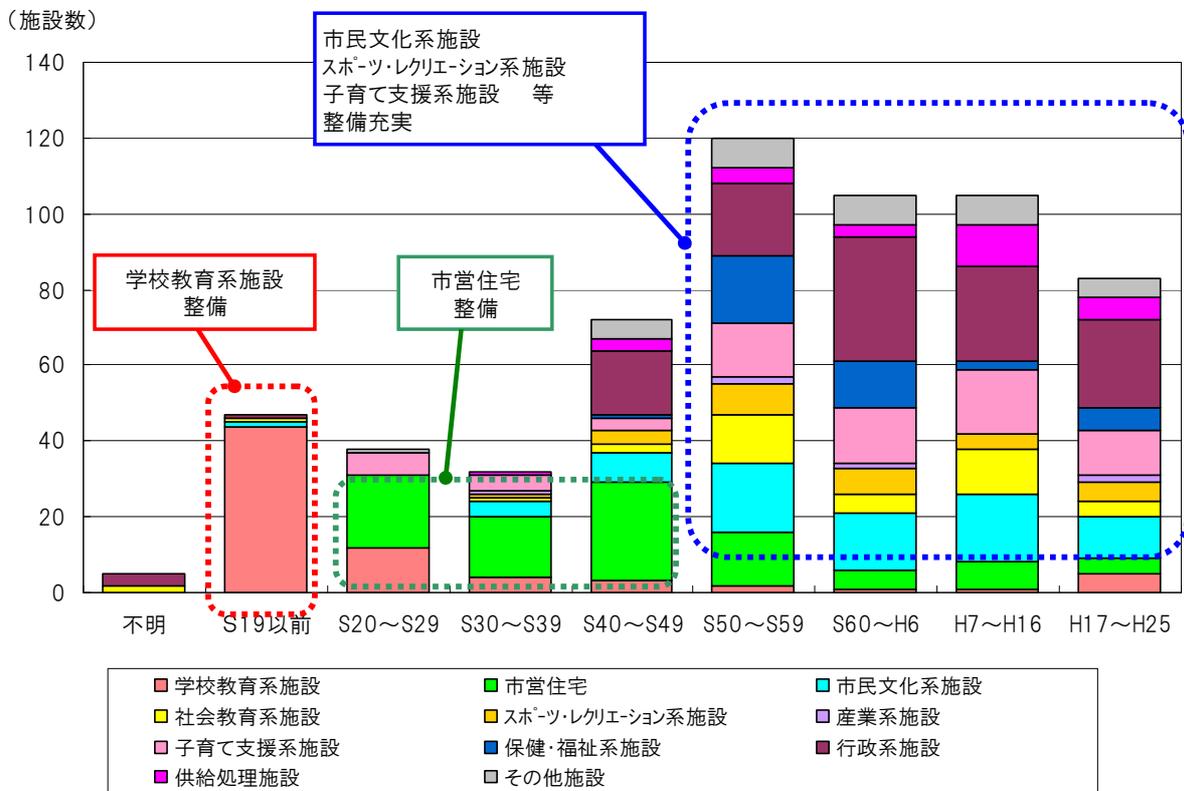
現在保有している公共施設を、設置された年代毎に分類すると、下図のようになります。

まず学校教育系施設が整備された後、高度経済成長期（昭和29年～48年）を中心として、人口の増加に対応するために多くの市営住宅が整備されています。

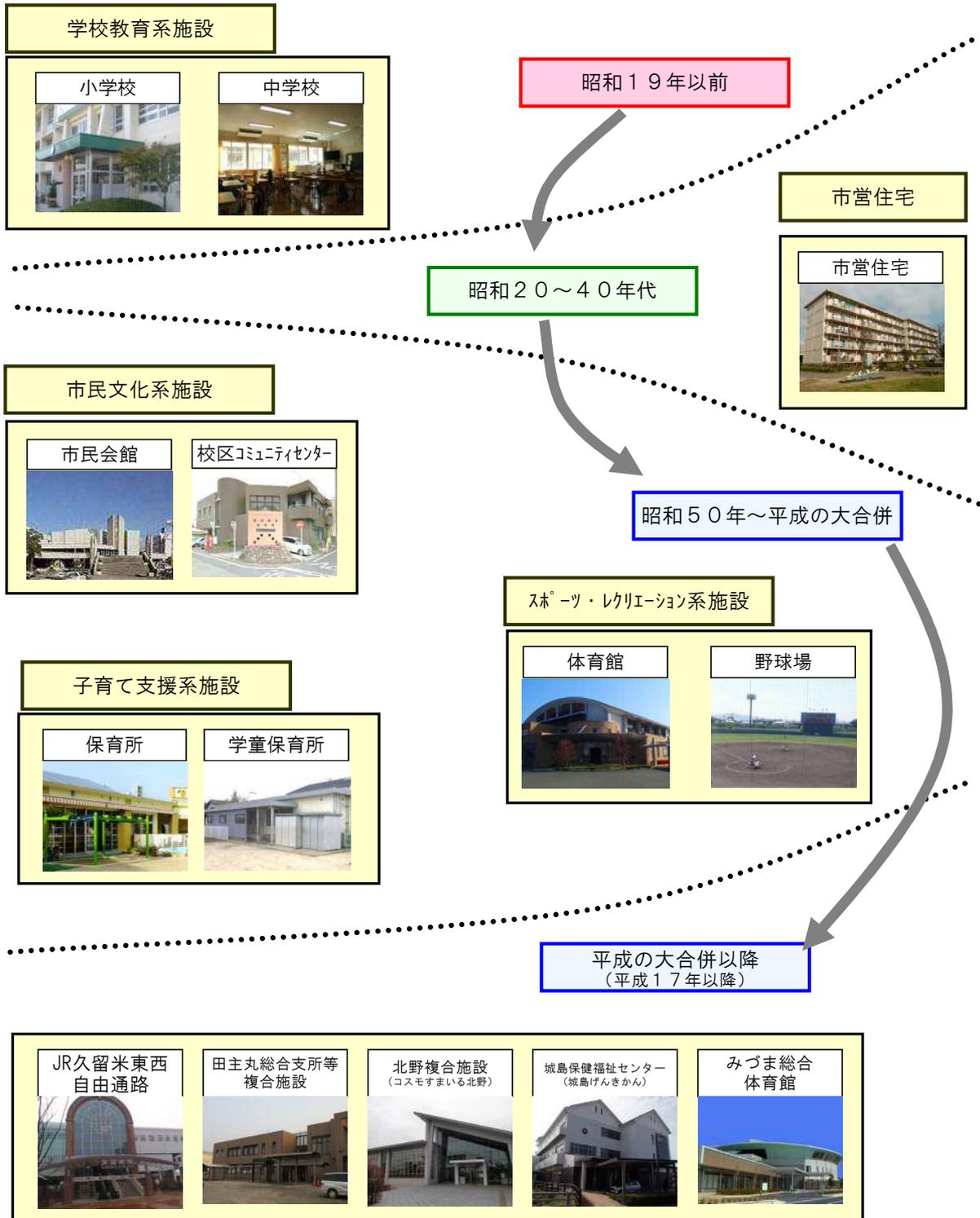
その後、時代の要請等により、市民文化系施設やスポーツ・レクリエーション系施設、子育て支援系施設など様々な施設の整備を進めてきたことがわかります。

そして、平成17年の広域合併後は、新市建設計画等を踏まえた第2次基本計画に基づき、全市的な視点から施設の整備を行っています。

《 公共施設の設置年（設置目的分類別） 》



※ 上記の図は、施設の「設置年度」を対象として集計しており、現有建物の建設年度ではありません。



(2) 設置目的別の施設保有状況

平成25年3月31日現在、本市が保有する公共施設の数には606施設、床面積の合計は約105万㎡です。また、設置目的別の保有の状況は、下表のとおりです。

(施設数)

- ◆ 施設数で見ると、最も多いのが行政系施設の121施設、次に市営住宅91施設、市民文化系施設75施設の順となっています。

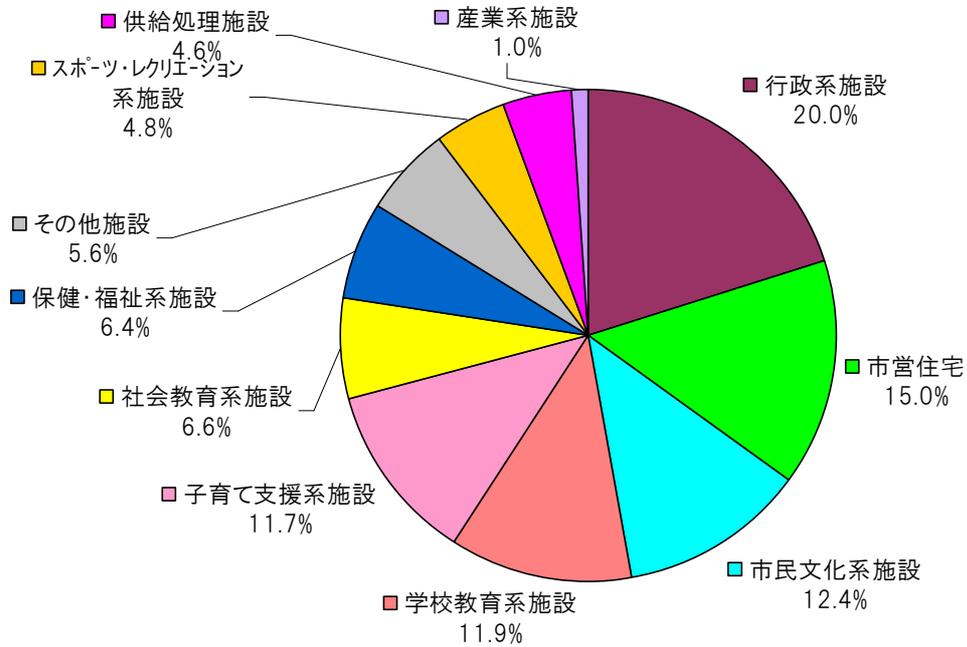
(施設規模)

- ◆ 施設規模で見ると、最も大きいのが学校教育系施設で約41万㎡（全体の39.2%）、次に市営住宅の約26万㎡（全体の24.9%）となり、学校教育系施設と市営住宅を合わせると、全体の6割以上を占めています。
- ◆ その他の分類は、それぞれ2～6%程度の施設規模を保有しています。

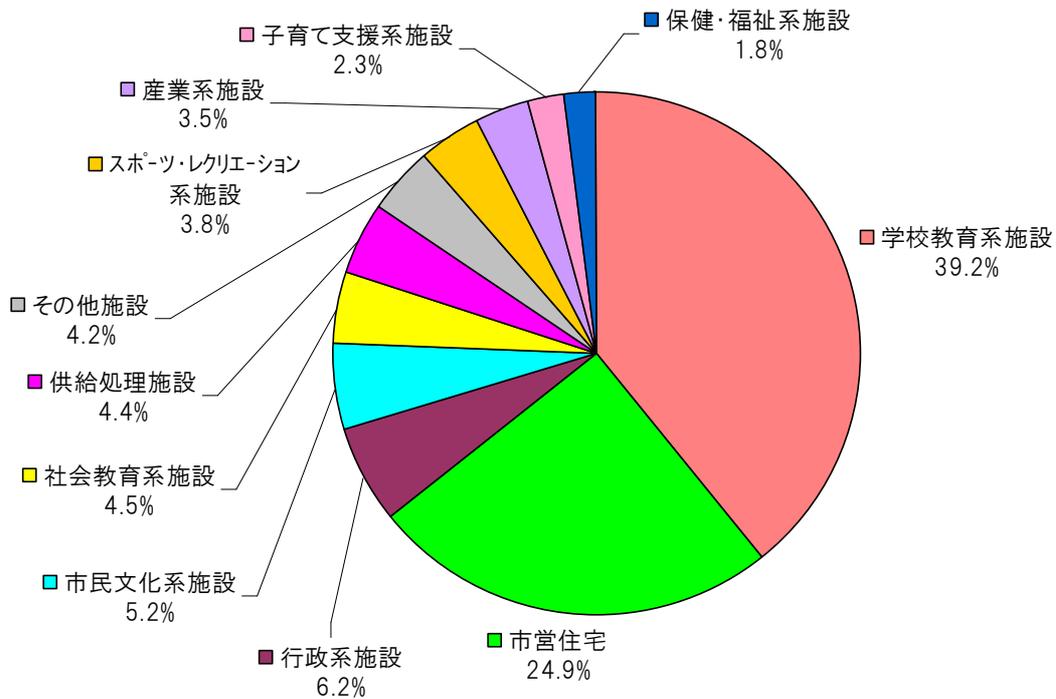
《 本市の公共施設の保有状況 》

大分類	施設数			施設規模 (建物床面積) ㎡		
	施設数	構成割合	順位	㎡	構成割合	順位
市民文化系施設	75	12.4%	3	53,964	5.2%	4
社会教育系施設	40	6.6%	6	46,990	4.5%	5
スポーツ・レクリエーション系施設	29	4.8%	9	39,481	3.8%	8
産業系施設	6	1.0%	11	36,998	3.5%	9
学校教育系施設	72	11.9%	4	410,802	39.2%	1
子育て支援系施設	71	11.7%	5	23,721	2.3%	10
保健・福祉系施設	39	6.4%	7	18,932	1.8%	11
行政系施設	121	20.0%	1	65,348	6.2%	3
市営住宅	91	15.0%	2	260,573	24.9%	2
供給処理施設	28	4.6%	10	46,149	4.4%	6
その他施設	34	5.6%	8	44,303	4.2%	7
総計	606	100%		1,047,261	100%	

《 施設数の構成割合 》



《 施設規模の構成割合 》



(3) 他都市との比較

本市の公共施設の保有状況を全国の自治体と比較すると、以下のような特徴があります。

(1人当り床面積の比較)

- ◆ 久留米市の市民1人当りの公共施設面積(3.38㎡/人)は、全国平均(3.42㎡/人)とほぼ同程度です。
- ◆ 中核市平均(3.26㎡/人)と比べ、4%多く保有しています。
- ◆ 平成の大合併を行った中核市の平均(3.35㎡/人)とほぼ同程度です。
- ◆ 平成の大合併を行っていない中核市の平均(3.04㎡/人)と比べ、10%多く保有しています。

《 他自治体との比較表 》

	人口 (千人)	公共施設 床面積 (千㎡)	1人当り 床面積 (㎡/人)	久留米市との比較
市区町村全体(全国)	112,808	385,532	3.42	久留米市が0.04㎡/人(1%) 少ない 
中核市	16,819	54,752	3.26	久留米市が 0.12㎡/人(4%) 多い 
平成の大合併 有	11,666	39,076	3.35	久留米市が 0.03㎡/人(1%) 多い 
平成の大合併 無	5,152	15,676	3.04	久留米市が 0.34㎡/人(10%) 多い 
久留米市	303	1,024	3.38	—

※データは、平成21年度末時点

※ 他都市との保有状況の比較は、東洋大学 PPP 研究センター「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」を基にしています。

《 中核市の公共施設保有状況一覧 》

※1人当り床面積順

自治体名	人口 (千人)	公共施設 床面積 (千㎡)	1人当り 床面積 (㎡/人)	平成の大合併 の有無	行政区域 面積 (km ²)
山口県 下関市	282	1,553	5.50	合併あり	716.17
長崎県 長崎市	445	1,854	4.17	合併あり	406.46
長野県 長野市	385	1,583	4.11	合併あり	834.85
兵庫県 尼崎市	460	1,857	4.04		49.97
群馬県 前橋市	340	1,344	3.95	合併あり	311.64
高知県 高知市	340	1,329	3.91	合併あり	309.22
北海道 函館市	282	1,105	3.91	合併あり	677.95
福島県 いわき市	349	1,365	3.91		1,231.35
富山県 富山市	417	1,619	3.88	合併あり	1,241.85
兵庫県 姫路市	534	2,028	3.80	合併あり	534.43
青森県 青森市	304	1,153	3.79	合併あり	824.54
愛知県 豊田市	408	1,500	3.67	合併あり	918.47
鹿児島県 鹿児島市	603	2,150	3.56	合併あり	547.06
福島県 郡山市	334	1,172	3.51		757.06
岩手県 盛岡市	292	1,017	3.49	合併あり	886.47
群馬県 高崎市	370	1,276	3.44	合併あり	459.41
和歌山県 和歌山市	380	1,305	3.43		210.25
香川県 高松市	424	1,452	3.43	合併あり	375.14
福岡県 久留米市	303	1,024	3.38	合併あり	229.84
秋田県 秋田市	323	1,081	3.34	合併あり	905.67
兵庫県 西宮市	471	1,559	3.31		100.18
石川県 金沢市	444	1,453	3.27		467.77
愛媛県 松山市	515	1,677	3.26	合併あり	429.05
北海道 旭川市	353	1,144	3.24		747.60
岡山県 倉敷市	474	1,514	3.19	合併あり	354.72
愛知県 豊橋市	366	1,167	3.19		261.35
岐阜県 岐阜市	411	1,294	3.15	合併あり	202.89
滋賀県 大津市	333	1,048	3.15	合併あり	464.10
宮崎県 宮崎市	401	1,243	3.10	合併あり	644.60
愛知県 岡崎市	365	1,101	3.01	合併あり	387.24
広島県 福山市	465	1,393	3.00	合併あり	518.14
沖縄県 那覇市	315	944	2.99	合併あり	39.24
大分県 大分市	470	1,404	2.99	合併あり	501.28
神奈川県 横須賀市	425	1,242	2.92		100.71
奈良県 奈良市	365	1,058	2.90	合併あり	276.84
栃木県 宇都宮市	506	1,441	2.85	合併あり	416.84
大阪府 豊中市	390	884	2.27		36.60
大阪府 高槻市	356	770	2.16		105.31
埼玉県 川越市	336	720	2.14		109.16
大阪府 東大阪市	488	1,038	2.13		61.81
千葉県 船橋市	598	1,151	1.92	合併あり	85.64
千葉県 柏市	394	742	1.88	合併あり	114.90

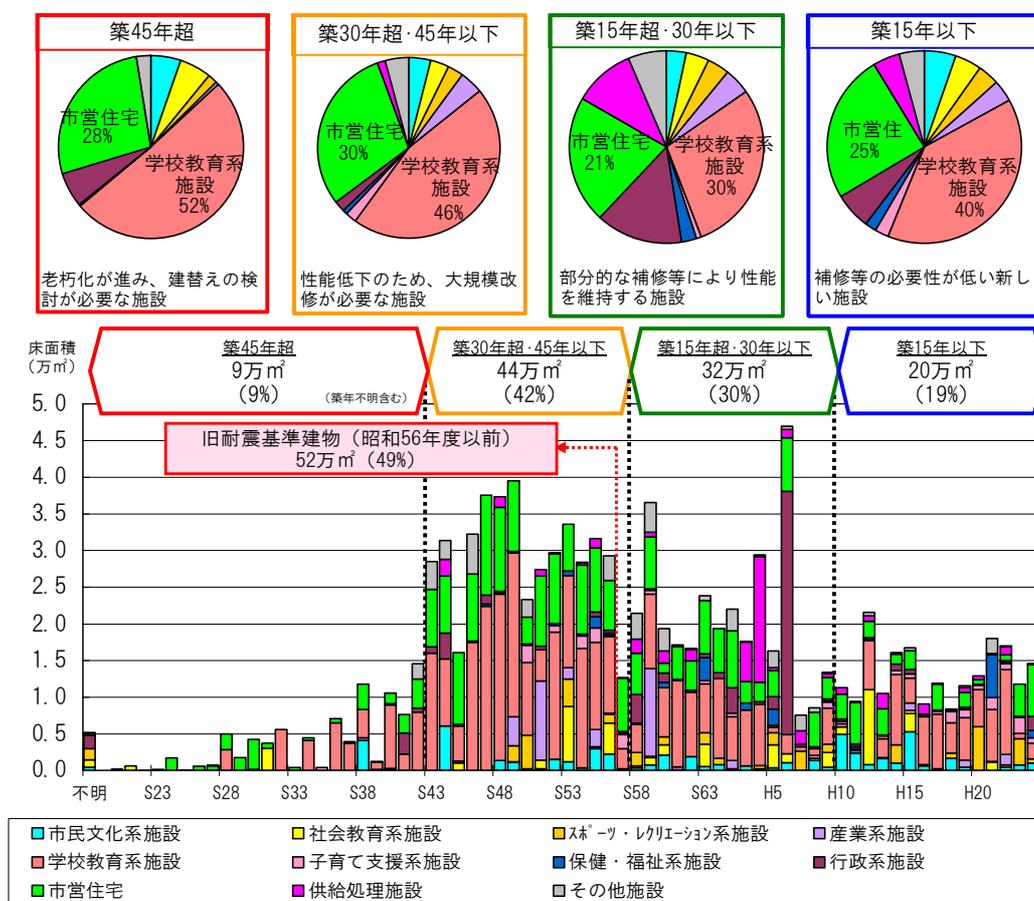
(4) 建設年代と老朽化

① 建設年代や建築年数毎の特徴

606施設の、建設年代や建築年数の状況は、以下のとおりです。

- ◆ 大規模改修期の「築30年超・45年以下」が、全体の42%、今後、大規模改修の時期を迎える「築15年超・30年以下」が、全体の30%となっています。これらを合わせると、全体の72%を占め、今後、老朽化が進むことで、施設の建替えや大規模改修のピークを迎えます。
- ◆ 築30年を超える区分の約半数を、学校教育系施設が占めています。
- ◆ 「築15年超・30年以下」の区分には、学校教育系施設や市営住宅のほか、市庁舎のような大規模な施設も含まれ、今後、様々な公共施設が大規模改修の時期を迎えようとしています。

《 公共施設の築年数の状況 》



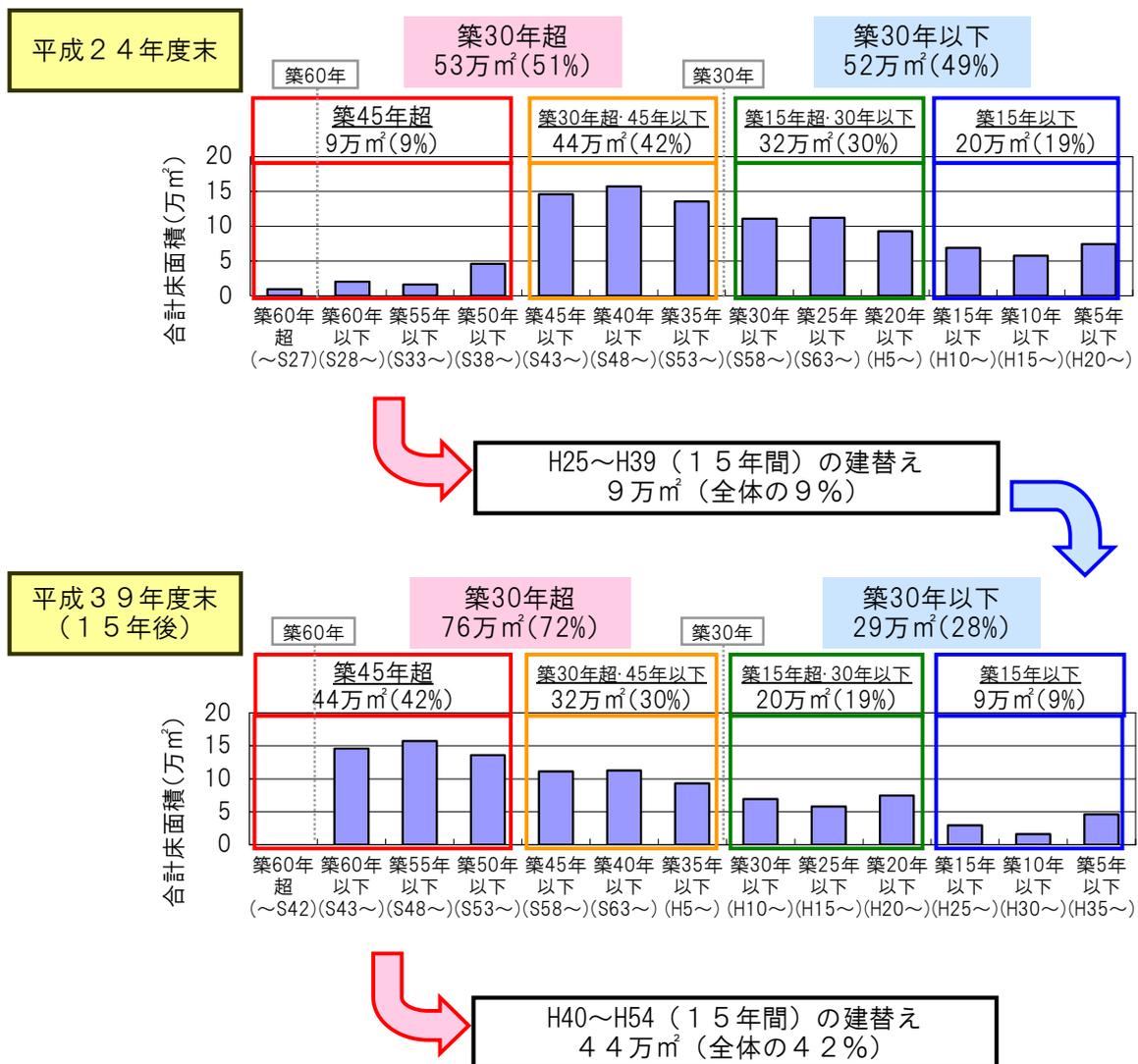
※ ここでの施設老朽化についての分析は、施設老朽化の考え方（8ページ）を基にしています。
 （建物の耐用年数：60年）

② 今後の老朽化の見通し

現在保有している公共施設の全てを、今後も保有・維持し、築60年で建替えを行うと仮定した場合、以下のように施設の老朽化が進行していきます。

- ◆ 15年後の平成39年度には、築30年を超える施設が76万㎡（全体の72%）になります。これらの施設は、経年劣化により著しく機能が低下し、施設運営に支障をきたす可能性があるため、施設を維持するためには大規模改修等の検討が必要となります。
- ◆ 平成40年度からの15年間で、44万㎡（全体の42%）の施設の建替え等が必要となります。

《 公共施設の老朽化のイメージ 》



(5) 建物品質の状況

① 耐震化の状況

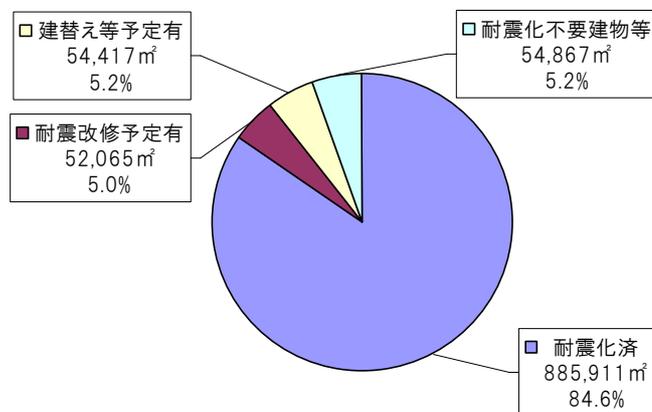
設置目的別の建物構造体の耐震化の状況は、以下のとおりです。

- ◆ 本市の公共施設の耐震化率は、84.6%です。また、今後耐震化を予定している建物と建替え等予定の建物を合わせると、耐震化率は94.8%となります。
- ◆ 一方で、耐震化が不要な建物や耐震診断が完了していない建物が5.2%あります。これらの建物の中で、耐震化が必要な建物については、今後、耐震化を進めていくことを予定しています。

《 耐震性能の状況 》

設置目的別分類	耐震性能別床面積 (㎡)				合計
	耐震化済	耐震化予定有		耐震化不要建物等 [※]	
		耐震改修予定有	建替え等予定有		
市民文化系施設	32,419	4,131	6,064	11,350	53,964
社会教育系施設	39,297	3,128	1,058	3,508	46,990
スポーツ・レクリエーション系施設	32,963	725	2,874	2,918	39,481
産業系施設	21,072	14,982	306	638	36,998
学校教育系施設	397,718	5,854	245	6,985	410,802
子育て支援系施設	18,665		873	4,184	23,721
保健・福祉系施設	15,679			3,252	18,932
行政系施設	54,549	3,036	2,291	5,473	65,348
市営住宅	219,786		40,707	80	260,573
供給処理施設	32,708	10,636		2,805	46,149
その他施設	21,055	9,574		13,674	44,303
合計	885,911	52,065	54,417	54,867	1,047,261
割合	84.6%	5.0%	5.2%	5.2%	—

※耐震化不要建物等には、小規模な倉庫等で耐震化が不要な建物や耐震診断が完了していない建物が含まれています。



② バリアフリー化の状況

設置目的別のバリアフリー化の対応状況は、以下のとおりです。

- ◆ 出入口までの段差（スロープ設置等）や出入口の配慮（有効幅員等）など、建物の出入りに関係する部分のバリアフリー化は比較的進んでおり、全体の約6割の施設が対応しています。
- ◆ 利用者が限定されている産業系や供給処理等の施設では、全体的なバリアフリー化率は低い状況にあります。
- ◆ 全体として、築年数が新しい施設ほど、バリアフリー化への対応が進んでいます。

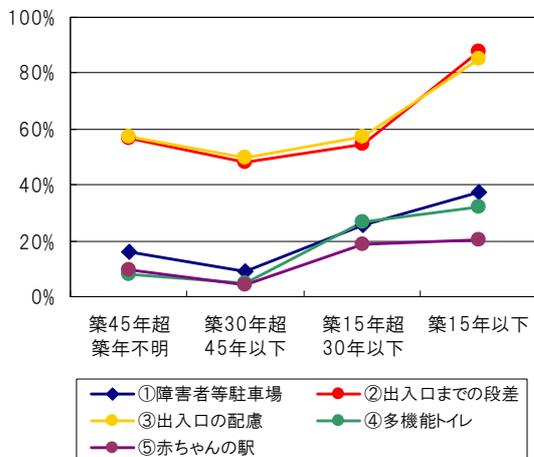
《 バリアフリー化対応状況 》

設置目的別分類	バリアフリー適合項目数別 適合率				
	① 障害者等 駐車場	② 出入口まで の段差	③ 出入口の 配慮	④ 多機能 トイレ	⑤ 赤ちゃん の駅
市民文化系施設	65.7%	74.8%	56.6%	56.7%	43.9%
社会教育系施設	75.6%	79.5%	67.2%	61.0%	51.2%
スポーツ・レクリエーション系施設	51.2%	59.4%	46.3%	43.8%	45.4%
産業系施設	9.0%	9.0%	9.0%	2.7%	0.2%
学校教育系施設	4.2%	86.7%	94.3%	1.1%	0.0%
子育て支援系施設	17.1%	58.9%	53.6%	52.2%	30.7%
保健・福祉系施設	72.0%	89.0%	87.0%	78.2%	49.0%
行政系施設	77.7%	70.3%	71.5%	68.6%	60.5%
市営住宅	3.6%	18.8%	18.2%	0.0%	0.0%
供給処理施設	32.6%	31.4%	31.4%	26.6%	0.0%
その他施設	12.9%	26.6%	32.6%	22.9%	13.6%
合計	20.1%	58.5%	59.5%	16.8%	12.2%

■ : 50%超

■ : 50%以下

※ 施設によっては、バリアフリー化に対応する必要性が低い項目もありますが、全体的な傾向を把握するため、全ての施設を同じ基準で整理しています。



《バリアフリー化適合5項目について》

バリアフリー化の状況を判定する基準は様々ありますが、本書では、評価しやすいように、以下の適合項目を設定しています。

- ① 障害者等用駐車場の設置（幅3.5m以上、障害者用等と明示）
- ② 障害者等用駐車場から建物出入口までの段差なし
- ③ 建物出入口の配慮（出入口幅80cm以上、自動ドア等）
- ④ 多機能トイレ設置
 〔出入口幅80cm以上、トイレ内スペース2m×2m以上
 洋式便器、手すり有、ベビーベッド等設置〕
- ⑤ 赤ちゃんの駅対応
 〔無料利用可、プライバシーに配慮された授乳スペース
 おむつ替えスペース〕

(1) 用途で見る利用状況

本市の公共施設は、様々な目的により設置されていますが、同じ設置目的の施設であっても施設に備わる機能により、利用の用途が決まります。

したがって、公共施設の利用状況を把握するためには、施設の利用の用途別に整理する必要があります。

《 利用用途の区分 》

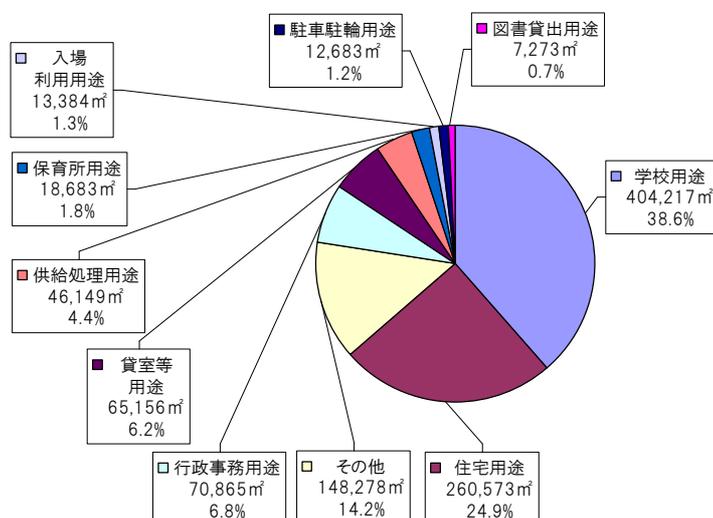
用途区分	用途の内容	例示	利用状況の指標
貸室等用途	時間帯を区切るなどして、利用者に会議室等として貸し出すためのスペース	会議室、和室、調理室、大ホール、体育館	貸室利用率 (%)
入場利用用途	料金を徴収するなどして、利用させるためのスペース	プール、トレーニングルーム	利用者数 (人)
図書貸出用途	図書の貸出しや閲覧などを行うためのスペース	図書室、閲覧室	図書貸出数 (冊)
学校用途	小学校、中学校などの教育を行うためのスペース	小学校、中学校	児童・生徒数 (人)
保育所用途	幼児や児童の保育を行うためのスペース	保育所、学童保育所	幼児・児童数 (人)
住宅用途	住宅を提供するためのスペース	市営住宅	入居世帯 (世帯)
行政事務用途	行政事務を行うための事務所や倉庫のスペース	行政執務室、行政窓口	—
供給処理用途	ごみや上下水道の処理のためのスペース	ごみ焼却施設、浄水場	—
駐車駐輪用途	駐車や駐輪のためのスペース	市営駐車場、駐輪場	駐車・駐輪台数 (台)
その他用途	その他の用途スペース	展示室など	—

施設の設置目的別で、利用用途ごとの施設面積の状況は、以下のとおりです。

- ◆ 利用用途別の施設規模は、最も大きいのが学校用途で、約40万㎡（38.6%）です。
- ◆ 次に大きいのが住宅用途で、約26万㎡（24.9%）です。
- ◆ その次は行政事務用途で約7万㎡（6.8%）、貸室等用途で約6万5千万㎡（6.2%）です。
- ◆ 貸室等用途は、市民文化系施設をはじめ、スポーツ・レクリエーション系施設、社会教育系施設など多くの設置目的別分類の施設が有しています。

《 利用用途の状況 》

設置目的別分類	利用用途区別の施設面積										合計
	貸室等用途	入場利用用途	図書貸出用途	学校用途	保育所用途	住宅用途	行政事務用途	供給処理用途	駐車駐輪用途	その他	
市民文化系施設	28,295	978	624							24,067	53,964
社会教育系施設	13,523		6,568							26,899	46,990
スポーツ・レクリエーション系施設	19,428	6,446								13,607	39,481
産業系施設	159									36,839	36,998
学校教育系施設				404,217			5,517			1,068	410,802
子育て支援系施設			81		18,683					4,957	23,721
保健・福祉系施設	3,751	5,960								9,221	18,932
行政系施設							65,348				65,348
公営住宅						260,573					260,573
供給処理施設								46,149			46,149
その他									12,683	31,620	44,303
合計	65,156	13,384	7,273	404,217	18,683	260,573	70,865	46,149	12,683	148,278	1,047,261
構成割合	6.2%	1.3%	0.7%	38.6%	1.8%	24.9%	6.8%	4.4%	1.2%	14.2%	



(2) 主な用途の利用状況

利用の用途のうち、数多くの設置目的別分類の施設が有している貸室等用途と、全体の施設面積の多くを占める学校用途及び住宅用途の3つの用途の利用状況は、以下のとおりです。

① 貸室等用途の利用状況

貸室等用途の利用状況は、以下のとおりです。

(利用率把握)

- ◆ 利用率「25%以下」が17.6%、「25%を超え50%以下」が23.8%です。
- ◆ 利用率「50%以下」で見ると41.4%となっています。

(利用率未把握)

- ◆ 貸室等のスペースのうち、約1万2千㎡(全体の19%)は、利用率が把握されていません。

(課題等)

- ◆ 今回の利用率の算出に当たっては、施設毎に把握の状況が異なり、日単位での算出のものもあるため、全体として高めの値となっています。
- ◆ 今後、利用の実態をきちんと把握するため、改めて、一定条件のもとで利用状況を調査する必要があります。

《 貸室等用途の利用状況 》

大分類	利用率が把握できている貸室				利用率が把握できていない貸室	合計	
	利用率区分別施設面積						
	25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超			
市民文化系施設	3,779	6,073	5,290	3,992	19,135	9,161	28,295
社会教育系施設	3,035	3,297	1,393	4,688	12,411	1,112	13,523
スポーツ・レクリエーション系施設	1,628	1,889	8,063	5,864	17,444	1,984	19,428
産業系施設			159		159		159
保健・福祉系施設	827	1,260	550	900	3,537	214	3,751
合計	9,269	12,519	15,455	15,444	52,686	12,471	65,156
構成割合	17.6%	23.8%	29.3%	29.3%	100.0%	(合計の19%)	

※ 今回の利用率の算出にあたっては、施設ごとに、日単位や時間単位など把握の状況が異なっていますが、全体的な傾向をつかむため、まとめて算出しています。

公共施設の有効活用事例

■民間企業への有償貸付事例

自治体名	旧施設名	新施設名	活用内容等
		運営主体	
石巻市 (宮城県)	百貨店→ 石巻市役所庁舎 予定(2009年度) 建物1階部分	スーパーマーケット	<ul style="list-style-type: none"> ■百貨店の閉店に伴い、無償譲渡により取得した市役所新庁舎予定建物の1階部分を商業スペースへと転用し、スーパーマーケットへ有償貸与。 ■他の部分は改装後に庁舎として利用予定であり、中心市街地活性化につなげようとするもの。 ■民間への有償貸与により、年額1,200万円の歳入増とともに、石巻駅周辺の活性化に寄与。
		地元企業	
まんのう町 (香川県)	旧琴南町出納室	まんのう町琴南支所 執務室→ 郵便局会社四国支社	<ul style="list-style-type: none"> ■合併により余裕スペースとなった旧町庁舎一部を郵便局に有償貸与。 ■現金自動預払機(ATM)ブースや事務スペースなど計約50㎡を郵便局専用として有償貸与し、ロビーなどは支所との共有とした。 ■既存の郵便局より駐車場が広くなり、町民は一ヶ所で役場用務と郵便用務が行えるなど利便性が向上した。 ■行政内部の合意形成が課題であり、合併後すぐに企画立案したが、契約締結までに約2年を必要とするなど内部の意思決定速度に時間が費やされた。
		郵便局会社四国支社	

※一般財団法人 地方自治研究機構「公共施設の余裕空間の利活用に向けた現状と課題」より

■余剰スペースの有効活用事例（神奈川県秦野市）

(2) シンボル事業②「公共的機関のネットワーク活用」

保健福祉センターの余剰スペースを郵便局に賃貸し、施設の維持保全のための賃料収入を得るとともに、戸籍や住民票等の証明書の交付事務を行うことで連絡所機能を補完する取組みを、平成24(2012)年10月から開始しています。

このことにより、駐車場使用料を含め、年間約200万円の賃貸料収入を得ることができるようになり、施設の計画的な維持補修の財源として、公共施設整備基金への積立てを行っています。

また、住民票等の交付業務については、一件当たり168円の委託方式により実施していることから、一般的な連絡所における交付業務よりも低コストで住民サービスの向上を図ることができています。



※秦野市ホームページ掲載資料より

② 学校用途の利用状況

学校の児童・生徒数及び学級数の近年の推移は、以下のとおりです。

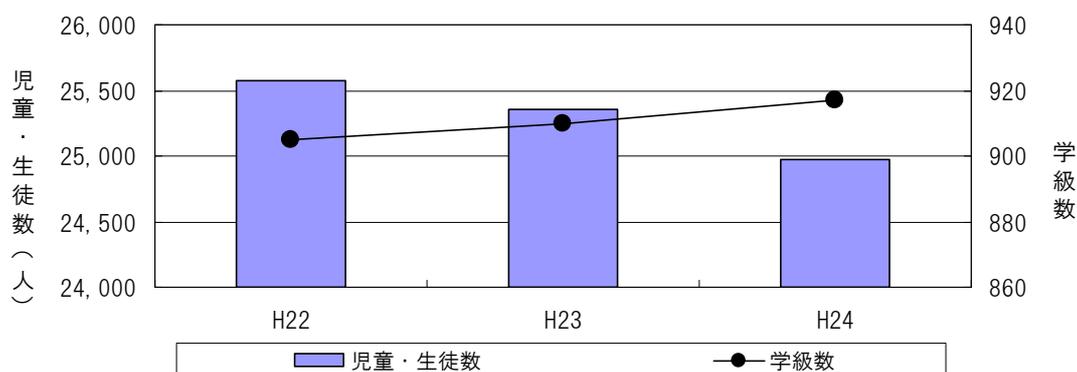
- ◆ 児童・生徒数が減少する一方で、教育環境向上のための特別支援学級や少人数学級への取組みにより学級数は増加しています。
- ◆ 今後も教育環境向上のための取組みが必要になると考えられる一方で、少子化が進んでいく中においては、学校施設の活用方法の検討が必要になると考えられます。
- ◆ 学童保育所と複合化していたり、校区コミュニティセンターを併設している小学校もあります。

《 学校用途の利用状況 》

施設区分	学校施設数	児童・生徒数（人）		
		H22	H23	H24
小学校	46	17,309	17,031	16,735
中学校	17	8,268	8,325	8,235
高等学校	2	1,424	1,426	1,427
特別支援学校	1	151	168	183
合計	66	27,152	26,950	26,580
うち小中学校	63	25,577	25,356	24,970

施設区分	学級数		
	H22	H23	H24
小学校	644	647	655
中学校	261	263	262
高等学校	36	36	36
特別支援学校	41	44	44
合計	982	990	997
うち小中学校	905	910	917

《 小中学校の児童・生徒数、学級数の推移 》



余裕教室の活用事例

■放課後子ども教室（学童保育所）等へ利活用

徳島県 つるぎ町
貞光げんきっこクラブ 貞光小学校内




放課後もみんなと
一緒にうれしいな

つるぎ町内の小学校3年生までの対象児童が授業終了後、指導員の下で、仕事を終えた保護者が帰宅するまでの時間を過ごしている。

●厚生労働省の補助を活用

放課後子ども教室

鳥取県 益田市
高津ボランティアハウス 高津小学校内

放課後や休業日に、自主活動で異年齢交流を図っている。ボランティアが企画するさまざまな体験活動を実施している。知識、技能等ステップアップを目的とした継続講座を実施している。

●文部科学省の補助を活用




■社会教育施設等へ利活用



埼玉県 草加市
新田平成塾 新田小学校内

平成塾は、地域の高年者のふれあいや生きがいの場、また地域の子供達との世代間交流を通して高年者にとって住みよいまちづくりを目指し、併せて共に学ぶ地域社会づくりの醸成の場として設置したものである。



社会教育施設

愛知県 豊明市
豊明市歴史民俗資料室 唐竹小学校内

「豊明の歴史」室では、市内の出土品や桶狭間の戦い関連資料、近・現代のくらしの様子などを展示し、「農家のくらし」室では、昔の農家の様子を農具等で紹介している。世代を超えた語らいの場としても活用。




※ 文部科学省・厚生労働省「余裕教室の有効活用 ～余裕教室の活用事例～」より

③ 住宅用途の利用状況

市営住宅の利用状況は、以下のとおりです。

- ◆ 市営住宅は、平成22年度に策定した「久留米市住生活基本計画」及び「久留米市営住宅長寿命化計画」（以下「住生活基本計画等」という。）に基づき、整備や入居に関する管理等を行っています。（37ページ参照）
- ◆ 住生活基本計画等では、住宅の集約化や高層化などにより効率的な土地利用を図るとともに、人口や世帯数の状況などにより、定期的に供給戸数の見直しを行うこととしています。

（供給戸数）

- ◆ 市営住宅の供給戸数は、平成24年度末時点で91団地、4,692戸です。
- ◆ 住生活基本計画等に基づく老朽木造住宅等の建替えによる集約化等により、平成32年度末時点で48団地、4,269戸となる見込みです。

《 供給戸数の今後の推計 》

	H24	H27	H32
団地数	91団地	56団地	48団地
供給戸数	4,692戸	4,523戸	4,269戸

※ H24年度については、実績値です。

H27年度及びH32年度については、「久留米市営住宅長寿命化計画」に掲げる目標値です。

（入居・応募状況）

- ◆ 市営住宅には、平成24年度末時点で約4千世帯が入居しています。
- ◆ 市営住宅の入居者募集は、住宅の空き状況に応じて実施していますが、平成22年度から平成24年度では、年間150戸から200戸程度の募集を行っており、平成24年度の平均応募倍率は約4倍です。
- ◆ 供給戸数のうち老朽木造住宅等については、計画に基づく建替えや既存住宅への移転を進めているため、入居者の募集を停止しています。

《 入居の状況 》

	H22	H23	H24
世帯数	3,988世帯	3,980世帯	3,965世帯

政策目標① 市営住宅の計画的な整備

◆ 土地の高度利用による住宅の集約化

本市には、木造住宅を中心に多くの小規模の住宅が点在している為、利便性や敷地規模を踏まえ、基本的に集約化による効率的な土地利用を図っていきます。また、住宅余剰地の公有地としての再利用又は用地売却益を基金として積立て、市営住宅整備推進に活用します。

◆ 市営住宅供給戸数の見直し

市営住宅の供給戸数については、本市の人口、世帯数の状況、民間賃貸住宅の供給状況、入居募集の際の応募状況などにより、定期的に見直します。

◆ 多様な世帯に応じた型別供給

市営住宅の建替にあたっては、単身世帯や子育て世帯など多様なニーズに対応した供給を図り、様々な世帯が安心かつ快適に住めるような住宅づくりに努めます。

政策目標② 市営住宅入居者等管理の適正化及び効率化

◆ 入居の適正化

市営住宅の有効活用を図る為、※高額所得者・滞納者・暴力団員に対する明け渡し請求、また、老朽住宅の現入居者への移転意向調査の実施、※収入超過者への対応や入居承継の厳格化などの検討を行い、入居の適正化に努めます。

※高額所得者…市営住宅に5年以上入居しており、2年続けて政令で定める基準を超える収入がある者

※収入超過者…市営住宅に3年以上入居しており、かつ、政令で定める基準を超える収入がある者

◆ 入居者選考方法の見直し

住宅セーフティネットとしての市営住宅の機能強化の為、市営住宅の定期募集とは別に、住宅困窮の度合いがより高いと考えられる高齢者、障害者などを対象とした募集を実施し入居の機会の拡大を図ります。

◆ 管理方法の見直し

市営住宅管理の一層の効率化と入居者のサービス向上を図る為、指定管理者制度などの管理方式について検討します。



3

費用の状況

(1) 維持管理費の状況

施設を維持するための維持管理に要した費用の状況は、以下のとおりです。

- ◆ 公共施設全体の維持管理費は、平成24年度までの3年間平均で年間約56億6千万円です。
- ◆ 1㎡当りの維持管理費の平均は、約5千4百円です。
- ◆ 市営住宅、学校教育系施設、産業系施設の1㎡当りの維持管理費は、約1千円から4千円となっています。
- ◆ 市営住宅、学校教育系施設、産業系施設を除く施設の1㎡当りの維持管理費は、概ね8千円から1万7千円となっています。
- ◆ 今後、施設の老朽化が進んでいくと、維持管理に要する費用は増加していくと予測されます。
- ◆ 維持管理に要する費用を抑制するため、施設運用の効率化や施設管理の標準化とともに負担適正化のための受益者負担等についても検討を進める必要があります。

《 施設維持管理費の状況 》

大分類	年間維持管理費 (千円)	1㎡当り 年間維持管理費 (円/㎡)
市民文化系施設	675,112	12,510
社会教育系施設	669,829	14,255
スポーツ・レクリエーション系施設	320,397	8,115
産業系施設	141,317	3,820
学校教育系施設	1,107,973	2,697
子育て支援系施設	243,844	10,280
保健・福祉系施設	163,448	8,633
行政系施設	700,927	10,726
市営住宅	279,479	1,073
供給処理施設	799,081	17,315
その他施設	560,346	12,648
合計	5,661,753	5,406

- ※ 維持管理費の主なものは、施設管理のための光熱水費、保守点検等の委託料、日常的な修繕費及び人件費です。
- ※ 施設改修のための工事費や設計委託費は含まれていません。
- ※ 複合施設等では、維持管理費を施設毎に面積按分するなどして、算出しています。

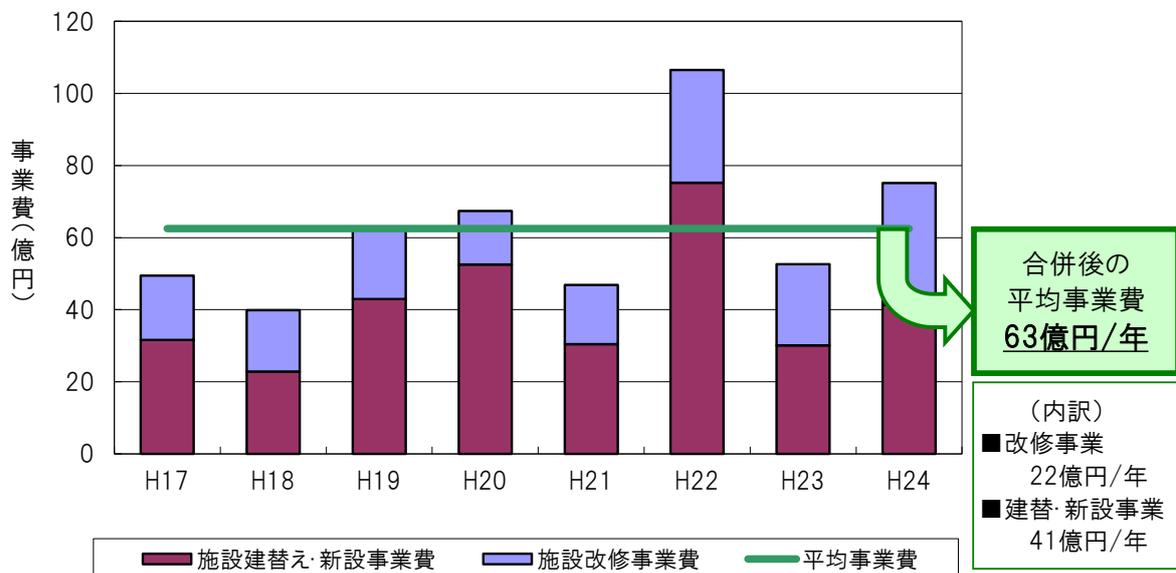
(2) 改修及び建替え・新設事業費の状況

平成17年の広域合併後は、新市建設計画等を踏まえた第2次基本計画に基づき、全市的な視点から公共施設の整備を進めるとともに、老朽化した施設の改修事業も実施してきました。

合併から現在までの、公共施設に関する改修や建替え、新設に要した事業費の状況は、以下のとおりです。

- ◆ 広域合併後8年間の平均事業費は、年間約63億円となっています。
- ◆ そのうち、施設改修事業費は年間22億円（全体の35％）です。
- ◆ また、施設の建替えや新設事業費は年間41億円（全体の65％）です。

《 改修及び建替え・新設事業費の状況 》



※ ここでの事業費は、予算ベースです。

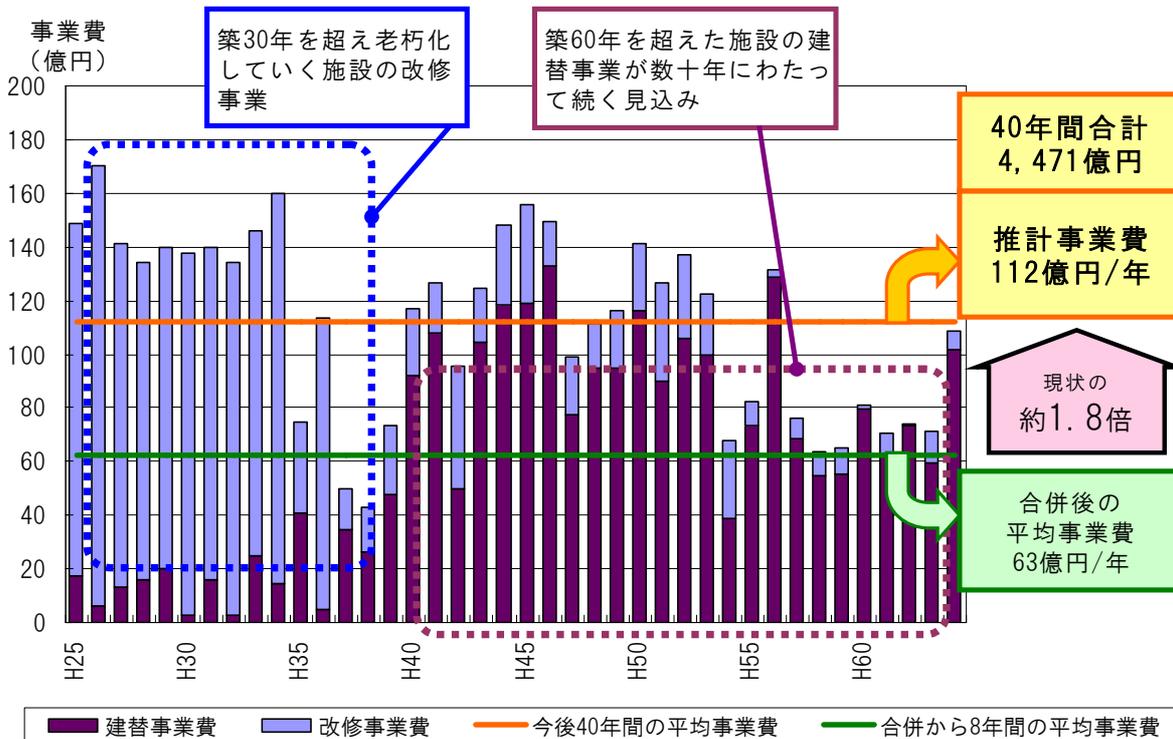
※ 事業費には、維持管理費（修繕費、光熱水費など）は含まれていません。

(3) 改修及び建替え事業費の試算

今後、全ての公共施設を維持し、必要な改修や建替えを行うと想定した場合の事業費を試算した結果は、以下のとおりです。

- ◆ 公共施設の改修や建替えに必要な事業費は、今後40年間の平均で年間約112億円の見込みです。
- ◆ 合併後の公共施設の改修や建替え・新設事業費63億円と比較すると、これまでの約1.8倍の事業費が必要と見込まれます。
- ◆ 今後約10年間は、老朽化している施設の改修に多額の事業費が必要となる見込みです。その後、施設の建替え事業費が増大することが見込まれます。
- ◆ 現在の公共施設を維持していくための年間約112億円の事業費は、第2章で示した将来の本市の普通建設事業費（年間約140億円）の約80%となります。
- ◆ 生活に密着した道路や橋りょうなどのインフラ施設の維持や整備も必要なため、財政運営が非常に厳しくなることが予測されます。

《 改修及び建替え事業費の今後の推計 》



《 大分類別改修及び建替え事業費 》

大分類	今後40年間の改修・建替え事業費推計 (億円)		1年当り事業費 (億円/年)
	改修事業	建替え事業	
市民文化系施設	135	118	252
社会教育系施設	115	103	218
スポーツ・レクリエーション系施設	78	69	147
産業系施設	92	131	223
学校教育系施設	698	1,081	1,779
子育て支援系施設	40	36	77
保健・福祉系施設	38	32	70
行政系施設	162	96	258
市営住宅	443	573	1,016
供給処理施設	92	124	217
その他施設	89	125	214
合計	1,982	2,489	4,471

改修及び建替え事業費の試算方法

前ページで行った公共施設の改修及び建替え事業費の試算の方法は、以下のとおりです。

■試算方法

以下の報告書に示されている試算方法を利用

平成23年3月財団法人 自治総合センターによる地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書(公共施設及びインフラ資産の更新にかかる費用を簡便に推計する方法に関する研究)

■試算方法の前提条件

- ・ 試算期間は40年間とする。
- ・ 建物の耐用年数は60年とし、築30年で大規模改修、築60年で建替えと仮定する。
- ・ 試算の時点で築31年以上50年未満の施設については、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定する。なお、築31年以上50年未満の施設で大規模改修を行っている施設もあるが試算からは除いていない。
- ・ 試算の時点で築60年を超えている施設については、今後10年間で均等に建替えすると仮定する。
- ・ 大規模改修及び建替えの単価は以下のとおりとする。
- ・ 下記単価には、設計費用、仮移転費用、建替えに伴う解体費用等は含むが、修繕費などの維持補修費用は含まれない。

施設分類	単価(設計金額ベース)	
	建替え	大規模改修
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設等	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉系施設、供給処理施設、その他施設	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援系施設	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

4

設置目的別施設の状況

本市が保有する公共施設の設置目的別の現状を取りまとめた概要は、下表のとおりです。

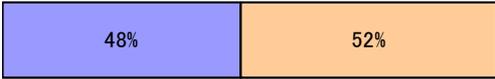
設置目的 大分類	総量と品質											
市民文化系施設	保有床面積	<table border="1"> <tr> <td>築30年以下</td> <td>築30年超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">59%</td> <td style="text-align: center;">41%</td> </tr> </table>		築30年以下	築30年超	59%	41%					
	築30年以下	築30年超										
	59%	41%										
	53,964㎡ (全体の 5.2%)	(全体平均) 築30年超: 51%										
	施設数	耐震化率	バリアフリー化状況									
75施設 (全体の 12.4%)	79.0% (耐震化予定有含む)	<table border="1"> <tr> <td>③出入口</td> <td>56.6%</td> </tr> <tr> <td>①駐車場</td> <td>65.7%</td> </tr> <tr> <td>④トイレ</td> <td>56.7%</td> </tr> <tr> <td>②段差</td> <td>74.8%</td> </tr> <tr> <td>⑤赤ちゃん</td> <td>43.9%</td> </tr> </table>	③出入口	56.6%	①駐車場	65.7%	④トイレ	56.7%	②段差	74.8%	⑤赤ちゃん	43.9%
③出入口	56.6%											
①駐車場	65.7%											
④トイレ	56.7%											
②段差	74.8%											
⑤赤ちゃん	43.9%											
総量	保有面積が5%である一方で、施設数は12%を占めています。これは、大ホールを保有するような文化施設を含む一方で、校区コミュニティセンター等の地域の集会施設を数多く含んでいるためです。											
品質	築30年を超える施設は41%であり、比較的新しい施設の割合が高くなっています。											
社会教育系施設	保有床面積	<table border="1"> <tr> <td>築30年以下</td> <td>築30年超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">59%</td> <td style="text-align: center;">41%</td> </tr> </table>		築30年以下	築30年超	59%	41%					
	築30年以下	築30年超										
	59%	41%										
	46,990㎡ (全体の 4.5%)	(全体平均) 築30年超: 51%										
	施設数	耐震化率	バリアフリー化状況									
40施設 (全体の 6.6%)	92.5% (耐震化予定有含む)	<table border="1"> <tr> <td>③出入口</td> <td>67.2%</td> </tr> <tr> <td>①駐車場</td> <td>75.6%</td> </tr> <tr> <td>④トイレ</td> <td>61.0%</td> </tr> <tr> <td>②段差</td> <td>79.5%</td> </tr> <tr> <td>⑤赤ちゃん</td> <td>51.2%</td> </tr> </table>	③出入口	67.2%	①駐車場	75.6%	④トイレ	61.0%	②段差	79.5%	⑤赤ちゃん	51.2%
③出入口	67.2%											
①駐車場	75.6%											
④トイレ	61.0%											
②段差	79.5%											
⑤赤ちゃん	51.2%											
総量	保有床面積が5%、施設数が7%を占めています。生涯学習施設や図書館のような中規模の施設が多くあります。											
品質	築30年を超える施設は41%であり、比較的新しい施設の割合が高くなっています。											

現状分析

需要と供給

費用と財政

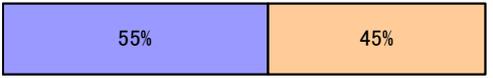
<p>用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大ホールや会議室などの大小さまざまな貸室が主な用途です。 ◆ 貸室以外に図書貸出などの用途も併設している施設があります。 	<p>年間維持管理費</p> <p>6.8億円 (全体の 11.9%)</p>	<p>今後40年間の改修・建替え費</p> <p>252億円 《 6.3億円/年 》 (全体の 5.6%)</p>
	<p>1㎡当り年間維持管理費</p> <p>12,510円/㎡ (全体平均の 2.3倍)</p>	<p>(40年間事業費の内訳)</p> <p>改修 135億円 建替え 118億円</p>
<p>利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 貸室の利用率は、利用率が把握できているもののうち、利用率50%以下が半数程度あります。 ◆ 貸室のうち、利用率が把握されていない施設が市民文化系施設全体の約30%あります。 	<p>維持管理費</p> <p>1㎡当り年間維持管理費が平均の2.3倍必要となっています。これは、大ホールの舞台装置など維持管理に多くの費用がかかるためです。</p>	<p>改修建替え費</p> <p>今後40年間で252億円(6.3億円/年)が必要になる見込みです。現在の施設を保有していくためには、維持管理費と合わせて年間約13億円が必要となります。</p>
	<p>改修建替え費</p>	
<p>用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 会議室の他に和室、調理室など多様な貸室が主な用途です。 ◆ 中央図書館を中心として、図書貸出用途も多く含んでいます。 	<p>年間維持管理費</p> <p>6.7億円 (全体の 11.8%)</p>	<p>今後40年間の改修・建替え費</p> <p>218億円 《 5.4億円/年 》 (全体の 4.9%)</p>
	<p>1㎡当り年間維持管理費</p> <p>14,255円/㎡ (全体平均の 2.6倍)</p>	<p>(40年間事業費の内訳)</p> <p>改修 115億円 建替え 103億円</p>
<p>利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 貸室の利用率が50%以下が半数程度あります。 ◆ 図書館利用者数は、増加傾向、貸出冊数は、横ばいとなっています。 	<p>維持管理費</p> <p>1㎡当り年間維持管理費が平均の2.6倍必要となっています。これは、多様な貸室を維持するための設備修繕等に多くの費用が必要となっているためです。</p>	<p>改修建替え費</p> <p>今後40年間で218億円(5.4億円/年)が必要になる見込みです。現在の施設を保有していくためには、維持管理費と合わせて年間約12億円が必要となります。</p>
	<p>改修建替え費</p>	

設置目的 大分類	総量と品質		
	スポーツ・レクリ エーション系施設	保有床面積	築30年以下  築30年超
39,481㎡ (全体の 3.8%)		(全体平均) 築30年超: 51%	
施設数		耐震化率	バリアフリー化状況
29施設 (全体の 4.8%)		92.6% (耐震化予定有含む)	③出入口 46.3% ④トイレ 43.8% ⑤赤ちゃん 45.4% ①駐車場 51.2% ②段差 59.4%
総量		保有面積が4%、施設数が5%を占めています。大規模な体育館やプールを保有する一方で、小規模な武道場等も保有しています。	
品質	築30年を超える施設は35%であり、比較的新しい施設の割合が高くなっています。		
産業系施設	保有床面積	築30年以下  築30年超	
	36,998㎡ (全体の 3.5%)	(全体平均) 築30年超: 51%	
	施設数	耐震化率	バリアフリー化状況
	6施設 (全体の 1.0%)	98.3% (耐震化予定有含む)	③出入口 9.0% ④トイレ 2.7% ⑤赤ちゃん 0.2% ①駐車場 9.0% ②段差 9.0%
	総量	保有面積が4%である一方で、施設数は1%です。これは、中央卸売市場のような大規模な施設が含まれているためです。	
品質	築30年を超える施設が約半数程度であり、本市の平均と同程度となっています。		
学校教育系施設	保有床面積	築30年以下  築30年超	
	410,802㎡ (全体の 39.2%)	(全体平均) 築30年超: 51%	
	施設数	耐震化率	バリアフリー化状況
	72施設 (全体の 11.9%)	98.3% (耐震化予定有含む)	③出入口 94.3% ④トイレ 1.1% ⑤赤ちゃん 0.0% ①駐車場 4.2% ②段差 86.7%
	総量	保有面積が39%を占める一方で、施設数は12%となっています。これは、学校の特性として大規模な施設になるためです。	
品質	築30年を超える施設が60%であり、比較的古い施設の割合が高くなっています。小中高等学校及び特別支援学校の耐震化が必要な建物については、平成26年度末までに耐震化が完了する予定です。		

現状分析		
需要と供給	費用と財政	
用途 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 時間帯を区切るなどして、利用者に体育館等のスペースを貸し出す貸室用途が多くを占めています。 ◆ 市民温水プールのように料金を支払って利用するスポーツ施設もあります。 	年間維持管理費 3.2億円 (全体の 5.7%)	今後40年間の改修・建替え費 147億円 《 3.7億円/年 》 (全体の 3.3%)
	1㎡当り年間維持管理費 8,115円/㎡ (全体平均の 1.5倍)	(40年間事業費の内訳) 改修 78億円 建替え 69億円
利用状況 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 体育館等の利用率は、50%を超えるものが8割程度あります。 ◆ 貸室のうち、利用率が把握されていない施設がスポーツ・レクリエーション系施設全体の約10%あります。 	維持管理費	1㎡当り年間維持管理費は、全体平均の1.5倍必要としています。
	改修建替え費	今後40年間で147億円(3.7億円/年)が必要になる見込みです。現在の施設を保有していくためには、維持管理費と合わせて年間約7億円が必要となります。
用途 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 中央卸売市場や流通センターといった産業流通用途が多くを占めます。 ◆ 道の駅くるめやJR久留米駅内特産品展示販売所等の産業振興のための用途もあります。 	年間維持管理費 1.4億円 (全体の 2.5%)	今後40年間の改修・建替え費 223億円 《 5.6億円/年 》 (全体の 5.0%)
	1㎡当り年間維持管理費 3,820円/㎡ (全体平均の 0.7倍)	(40年間事業費の内訳) 改修 92億円 建替え 131億円
利用状況 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 中央卸売市場等の市場の取扱量は、横ばいとなっています。 ◆ 利用者数は、道の駅くるめが年間150万人、JR久留米駅内特産品展示販売所が年間4万人など、市内外の多くのお客様に利用されています。 	維持管理費	1㎡当り年間維持管理費は、平均の7割程度で維持管理されています。
	改修建替え費	今後40年間で223億円(5.6億円/年)が必要になる見込みです。現在の施設を保有していくためには、維持管理費と合わせて年間約7億円が必要となります。
用途 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校46校、中学校17校、高等学校2校、特別支援学校1校の学校が主な用途です。 ◆ 学校用途以外に、教育センターや給食共同調理場等の教育関連の用途もあります。 	年間維持管理費 11.1億円 (全体の 19.6%)	今後40年間の改修・建替え費 1,779億円 《 44.5億円/年 》 (全体の 39.8%)
	1㎡当り年間維持管理費 2,697円/㎡ (全体平均の 0.5倍)	(40年間事業費の内訳) 改修 698億円 建替え 1,081億円
利用状況 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童数が減少する一方で、教育環境向上のための特別支援学級や少人数学級(小学校1、2年生の35人学級)への取組みのために学級数は増加しています。 	維持管理費	1㎡当り年間維持管理費は、平均の5割程度となっています。
	改修建替え費	今後40年間で1,773億円(44.5億円/年)が必要になる見込みです。現在の施設を保有していくためには、維持管理費と合わせて年間約56億円が必要となります。

設置目的 大分類	総量と品質		
	子育て支援系施設	保有床面積	築30年以下  築30年超
23,721㎡ (全体の 2.3%)		(全体平均) 築30年超: 51%	
施設数		耐震化率	バリアフリー化状況
71施設 (全体の 11.7%)		82.4% (耐震化予定有含む)	③出入口 53.6% ④トイレ 52.2% ⑤赤ちゃん 30.7% ①駐車場 17.1% ②段差 58.9%
総量		保有面積が2%である一方で、施設数は12%を占めています。これは、学童保育所のような小規模施設が多いためです。	
品質	築30年を超える施設は41%であり、比較的新しい施設の割合が高くなっています。		
保健・福祉系施設	保有床面積	築30年以下  築30年超	
	18,932㎡ (全体の 1.8%)	(全体平均) 築30年超: 51%	
	施設数	耐震化率	バリアフリー化状況
	39施設 (全体の 6.4%)	82.8% (耐震化予定有含む)	③出入口 87.0% ④トイレ 78.2% ⑤赤ちゃん 49.0% ①駐車場 72.0% ②段差 89.0%
	総量	保有面積が2%である一方で、施設数は6%を占めています。これは、老人いこいの家のような小規模施設が多いためです。	
品質	築30年を超える施設は19%であり、比較的新しい施設の割合が高くなっています。一方で、老人いこいの家は、比較的古い施設の割合が高くなっています。		
行政系施設	保有床面積	築30年以下  築30年超	
	65,348㎡ (全体の 6.2%)	(全体平均) 築30年超: 51%	
	施設数	耐震化率	バリアフリー化状況
	121施設 (全体の 20.0%)	91.6% (耐震化予定有含む)	③出入口 71.5% ④トイレ 68.6% ⑤赤ちゃん 60.5% ①駐車場 77.7% ②段差 70.3%
	総量	保有面積が6%である一方で、施設数は20%を占めています。これは、市庁舎のような大規模な事務施設を含む一方で、消防分団等の小規模な施設を多数含んでいるためです。	
品質	築30年を超える施設は22%であり、比較的新しい施設の割合が高くなっています。		

現状分析		
需要と供給	費用と財政	
用途 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育園や学童保育所などの幼児・児童を保育するための保育用途が主なものです。 ◆ 保育用途以外に、子育て支援センターのように、子育て世代を支援するための施設用途もあります。 	年間維持管理費 2.4億円 (全体の 4.3%)	今後40年間の改修・建替え費 77億円 《 1.9億円/年 》 (全体の 1.7%)
	1㎡当り年間維持管理費 10,280円/㎡ (全体平均の 1.9倍)	(40年間事業費の内訳) 改修 40億円 建替え 36億円
利用状況 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公立保育所の入所園児数は、1,400人程度となっており、増加傾向にあります。 ◆ 学童保育所の入所児童数は、3,000人程度となっており、増加傾向にあります。 	維持管理費 1㎡当り年間維持管理費は、全体平均の1.9倍必要としています。	
	改修建替え費 今後40年間で77億円(1.9億円/年)が必要になる見込みです。現在の施設を保有していくためには、維持管理費と合わせて年間約4億円が必要となります。	
用途 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 保健福祉センター等には、会議室、和室、調理室等の貸室用途も多く含んでいます。 ◆ 老人いこいの家のように高齢者等の生きがいつくり活動等のスペースを提供している施設が多くあります。 	年間維持管理費 1.6億円 (全体の 2.9%)	今後40年間の改修・建替え費 70億円 《 1.7億円/年 》 (全体の 1.6%)
	1㎡当り年間維持管理費 8,633円/㎡ (全体平均の 1.6倍)	(40年間事業費の内訳) 改修 38億円 建替え 32億円
利用状況 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 貸室の利用率が50%以下のものが半数程度あります。 ◆ 老人いこいの家の利用者数は、1施設平均で年間4,000人となっています。 	維持管理費 1㎡当り年間維持管理費は、全体平均の1.6倍必要としています。	
	改修建替え費 今後40年間で70億円(1.7億円/年)が必要になる見込みです。現在の施設を保有していくためには、維持管理費と合わせて年間約3億円が必要となります。	
用途 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政事務を行うための事務スペースや窓口の他に、書類保管や文化財保管のための倉庫などが主な用途です。 ◆ 消防や防災のための用途もここに含まれます。 	年間維持管理費 7.0億円 (全体の 12.4%)	今後40年間の改修・建替え費 258億円 《 6.4億円/年 》 (全体の 5.8%)
	1㎡当り年間維持管理費 10,726円/㎡ (全体平均の 2.0倍)	(40年間事業費の内訳) 改修 162億円 建替え 96億円
利用状況 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域合併により、総合支所のように地域別に利用されている施設が増えています。 	維持管理費 1㎡当り年間維持管理費は、全体平均の2.0倍必要としています。	
	改修建替え費 今後40年間で258億円(6.4億円/年)が必要になる見込みです。現在の施設を保有していくためには、維持管理費と合わせて年間約13億円が必要となります。	

設置目的 大分類	総量と品質			
市営住宅	保有床面積 260,573㎡ (全体の 24.9%)	築30年以下  築30年超 (全体平均) 築30年超：51%		
	施設数 91施設 (全体の 15.0%)	耐震化率 100.0% (耐震化予定有含む)	バリアフリー化状況 ③出入口 18.2% ①駐車場 3.6% ④トイレ 0.0% ②段差 18.8% ⑤赤ちゃん 0.0%	
	総量 保有面積が25%を占める一方で、施設数は15%となっています。これは、市営住宅の集約高層化に伴い、比較的規模の大きな団地が多くなっているためです。			
	品質 築30年を超える施設が60%であり、比較的古い施設の割合が高くなっています。			
供給処理施設	保有床面積 46,149㎡ (全体の 4.4%)	築30年以下  築30年超 (全体平均) 築30年超：51%		
	施設数 28施設 (全体の 4.6%)	耐震化率 93.9% (耐震化予定有含む)	バリアフリー化状況 ③出入口 31.4% ①駐車場 32.6% ④トイレ 26.6% ②段差 31.4% ⑤赤ちゃん 0.0%	
	総量 ごみ処理や上下水道の水処理のために必要な施設を保有しています。			
	品質 築30年を超える施設は14%であり、比較的新しい施設の割合が高くなっています。			
その他施設	保有床面積 44,303㎡ (全体の 4.2%)	築30年以下  築30年超 (全体平均) 築30年超：51%		
	施設数 34施設 (全体の 5.6%)	耐震化率 69.1% (耐震化予定有含む)	バリアフリー化状況 ③出入口 32.6% ①駐車場 12.9% ④トイレ 22.9% ②段差 26.6% ⑤赤ちゃん 13.6%	
	総量 保有面積が全体の4%、施設数が全体の6%を占めています。			
	品質 築30年を超える施設が約半数程度であり、本市の平均と同程度となっています。			

現状分析		
需要と供給	費用と財政	
<p>用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市営住宅として賃貸による住宅スペースを提供しています。 	<p>年間維持管理費</p> <p>2.8億円 (全体の 4.9%)</p> <p>1㎡当り年間維持管理費</p> <p>1,073円/㎡ (全体平均の 0.2倍)</p>	<p>今後40年間の改修・建替え費</p> <p>1,016億円 《 25.4億円/年 》 (全体の 22.7%)</p> <p>(40年間事業費の内訳)</p> <p>改修 443億円 建替え 573億円</p>
<p>利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市営住宅には、全体で約4千世帯が入居しています。 ◆ 平均入居率は、85%となっています。 	<p>維持管理費</p> <p>1㎡当り年間維持管理費は、平均の2割程度となっています。光熱水費は入居者が負担しているため、他施設と比較して低めになっています。</p>	<p>改修建替え費</p> <p>今後40年間で1,016億円(25.4億円/年)が必要になる見込みです。現在の施設を保有していくためには、維持管理費と合わせて年間約28億円が必要となります。</p>
<p>用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみ処理や上下水道のための市民生活を維持するために必要な役割を担っています。 	<p>年間維持管理費</p> <p>8.0億円 (全体の 14.1%)</p> <p>1㎡当り年間維持管理費</p> <p>17,315円/㎡ (全体平均の 3.2倍)</p>	<p>今後40年間の改修・建替え費</p> <p>217億円 《 5.4億円/年 》 (全体の 4.8%)</p> <p>(40年間事業費の内訳)</p> <p>改修 92億円 建替え 124億円</p>
<p>利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各施設毎に必要な施設能力を保有し、供給施設として利用され、安定した施設運営を行っています。 	<p>維持管理費</p> <p>1㎡当り年間維持管理費は、全体平均の3.2倍必要としています。特殊な設備の維持修繕等に多くの費用を必要とします。</p>	<p>改修建替え費</p> <p>今後40年間で217億円(5.4億円/年)が必要になる見込みです。ただし、上記事業費には、供給処理施設特有の設備更新費用は含まれていません。</p>
<p>用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 上記までの分類に属さない様々な施設で、市営駐車場や駐輪場のほか、シルバー会館等の市民団体への貸付施設等があります。 	<p>年間維持管理費</p> <p>5.6億円 (全体の 9.9%)</p> <p>1㎡当り年間維持管理費</p> <p>12,648円/㎡ (全体平均の 2.3倍)</p>	<p>今後40年間の改修・建替え費</p> <p>214億円 《 5.4億円/年 》 (全体の 4.8%)</p> <p>(40年間事業費の内訳)</p> <p>改修 89億円 建替え 125億円</p>
<p>利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ それぞれの用途に応じて広く市民の利用や、貸付け団体の事務所等として利用されています。 	<p>維持管理費</p> <p>1㎡当り年間維持管理費は、全体平均の2.3倍必要としています。</p>	<p>改修建替え費</p> <p>今後40年間で214億円(5.4億円/年)が必要になる見込みです。現在の施設を保有していくためには、維持管理費と合わせて年間約11億円が必要となります。</p>



第4章

課題整理と今後の方向性

- ✧ 1 課題の整理
 - (1) 久留米市の公共施設を取り巻く課題
 - (2) 現状分析から導かれる課題
 - (3) 課題解決に向けた方向性

- ✧ 2 今後の取組み



1

課題の整理

(1) 久留米市の公共施設を取り巻く課題

本市の公共施設を取り巻く環境から、以下のような課題が想定されます。

(第2章より)

① 広域合併

- ◆ 広域合併により公共施設の床面積が増加
80万㎡ ⇒ 105万㎡ (1.3倍)
- ◆ 設置目的や用途が同じ施設を各地域ごとに保有



現在の公共施設が、新・久留米市の人口や面積規模にふさわしい適正な保有状況にあるのか検証が必要です。

② 人口動向

- ◆ 人口減少 3.4万人減 (11%減)
H22 : 30.2万人 ⇒ H47 : 26.8万人
- ◆ 人口構造が大きく変化
 - ・ 高齢化率 2.1万人増 (10.7ポイント増)
H22 : 21.8% ⇒ H47 : 32.5%
 - ・ 年少人口 1.3万人減 (31%減)
H22 : 4.2万人 ⇒ H47 : 2.9万人



今後の人口減少、少子化・高齢化の更なる進行により、公共施設に求められる将来の需要が大きく変化していくことが想定され、公共施設を通じて提供している行政サービスの検証が必要です。

③ 財政状況

- ◆ 高齢化の進行による扶助費の増加に伴い、義務的経費が増加
- ◆ 歳入の増加が見込めない中、普通建設事業費は減少する見込み



歳入の増加が見込めない中、義務的経費は増加していくため、全ての施設の改修・建替えに必要な費用を確保していくことは非常に困難であり、施設に関するコストの検証が必要です。

(2) 現状分析から導かれる課題

本市の公共施設が抱える現状を分析し、以下のように課題を整理しました。

(第3章より)

視点① 総量と品質

公共施設の保有状況や老朽化など建物の品質に関する主な課題は、以下のとおりです。

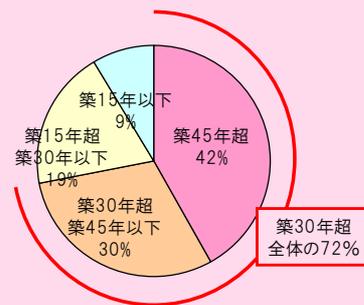
《 公共施設の保有量 》

- ◆ 本市の1人当たり公共施設床面積は3.38㎡/人で、中核市の平均(3.26㎡/人)と比べ、4%多く保有しています。

《 建物の老朽化 》

- ◆ 15年後の平成39年度には、公共施設全体の72%が築30年を超え、老朽化が進んだ施設の割合が一気に増加します。
- ◆ 平成40年度以降の15年間で全体の約42%の施設が築60年を超え、建替えが必要な時期が集中し、財政運営に大きな影響を及ぼします。

平成39年度の
建物築年数の状況



《 建物の品質 》

- ◆ 公共施設の95%が耐震化済みか耐震化の目途が立っている状況で、それ以外の施設も計画的に耐震化を進めていく予定です。
- ◆ 築年数が古い施設は、新しい施設と比較してバリアフリー化率が低くなっています。

《 適正な保有量と老朽化への対応 》

- ◆ 今後、他自治体の状況等も踏まえ、適正な保有量についての検討が必要です。
- ◆ 改修や建替えの時期が集中するため、建物の長寿命化の対策などピークを平準化するための検討が必要です。
- ◆ 今後も使用していく施設については、安全の確保(耐震化等)や超高齢社会への対応(バリアフリー化等)の検討が必要です。

視点② 需要と供給

公共施設の利用状況や必要な供給に関する主な課題は、以下のとおりです。

《 貸室等の利用状況 》

- ◆ 貸室等用途では、利用率が50%以下のものが4割以上あります。そのうち、利用率が25%以下のものが約2割あり、施設の規模や機能などが、利用ニーズに合っていない可能性があります。
- ◆ また、利用率が把握できていない貸室床面積が1万2千㎡あります。

《 学校の利用状況 》

- ◆ 現時点では、児童・生徒数が減少する一方で、特別支援学級や少人数学級への取組みのために学級数は増加しています。
- ◆ 今後も教育環境向上のための取組みが必要になると考えられる一方で、少子化が進んでいく中においては、学校施設の活用方法の検討が必要になると考えられます。

《 住宅の利用状況 》

- ◆ 市営住宅は、久留米市住生活基本計画や久留米市営住宅長寿命化計画に基づいて供給をしていますが、公共施設全体を見直す中では、市営住宅も一体となり見直す必要があります。
- ◆ 見直しにあたっては、民間賃貸住宅の供給状況や空き状況等を十分に踏まえ、市営住宅の供給量や役割、機能を検討する必要があります。

《 将来の需要予測と利用ニーズへの対応 》

- ◆ 現時点においても、施設の規模や機能が利用の実態に即していない状況が見受けられるため、現在の利用状況について、さらに調査・研究を行うことが必要です。
- ◆ 今後の人口減少や少子高齢化の進行に伴う将来の需要や利用ニーズの変化に対応するため、施設の有効活用や複合化等についての検討が必要です。

視点③ 費用と財政

公共施設の維持管理や改修・建替えの費用及び財政運営に関する主な課題は、以下のとおりです。

《 施設の維持管理費 》

- ◆ 施設の維持管理に要している費用は、全体で、年間約56億6千万円となっています。また、1㎡当りの維持管理費は、約5千4百円です。
- ◆ 今後、施設の老朽化が進むと維持管理に要する費用は増加していくと予測されます。

《 施設の改修や建替え費用 》

- ◆ 合併後の8年間に、施設の大規模改修や建替え・新設に要した事業費は、平均すると1年当たり63億円です。
- ◆ 現在の施設面積を維持すると仮定した場合、今後40年間で合計4,471億円、平均するとこれまでの事業費の約1.8倍、年間約112億円が必要となります。
- ◆ 今後、扶助費の増加や合併に伴う特例措置の終了などにより、公共施設の改修や建替えなどに使用できる普通建設事業費は、縮小していくことが見込まれます。

《 厳しい財政状況への対応 》

- ◆ 維持管理費の削減のため、より効率的な施設の管理や運営についての検討が必要です。
- ◆ 改修及び建替え事業費の抑制のため、施設の有効活用や複合化、統廃合など施設総保有量の削減についての検討が必要です。

(3) 課題解決に向けた方向性

ここまで整理した課題を解決していくために、以下の方向性で今後の取組みを進めていきます。

今後の方向性

方向性1 量の見直し

市がこれまでに整備してきた多くの公共施設の老朽化が進行し、大規模改修や建替えを必要とする時期が集中的に訪れます。

しかし、今後の財政状況等を考えると、市が保有している公共施設の全てを建替え、将来にわたって維持していくことはできません。

今後、適正な公共施設の量と機能の見直しについて、検討を進めていきます。

方向性2 質の見直し

少子高齢化の進行や市民ニーズの変化などに対応しながら、公共施設を通じた市民サービスを継続的に提供していくためには、施設の安全性を確保したうえで、機能の維持・向上を図っていく必要があります。

そのため、施設の耐震化やバリアフリー化等を進めるとともに、適切で計画的な保全や維持管理の効率化を図り、施設の長寿命化に繋がる取組みを進めていきます。

取組みの推進にあたって

① 早急な取組み

公共施設にかかる課題は、市の財政運営に大きな影響を与えるものであるとともに、市民の皆様へのサービス提供にも大きく関わるものです。

時間が経過すれば事態は更に深刻化しますので、できる限り早急に課題解決に向けて取り組む必要があります。

② 全市的な取組み

公共施設にかかる課題への対応については、一部の施設又は一部の行政部局ごとの対応では、解決することができません。

また、公共施設は市民が広く利用する施設ですので、行政だけではなく、市民の皆様の協力を得ながら、市全体として総合的に取組みを進めていく必要があります。

③ 計画的な取組み

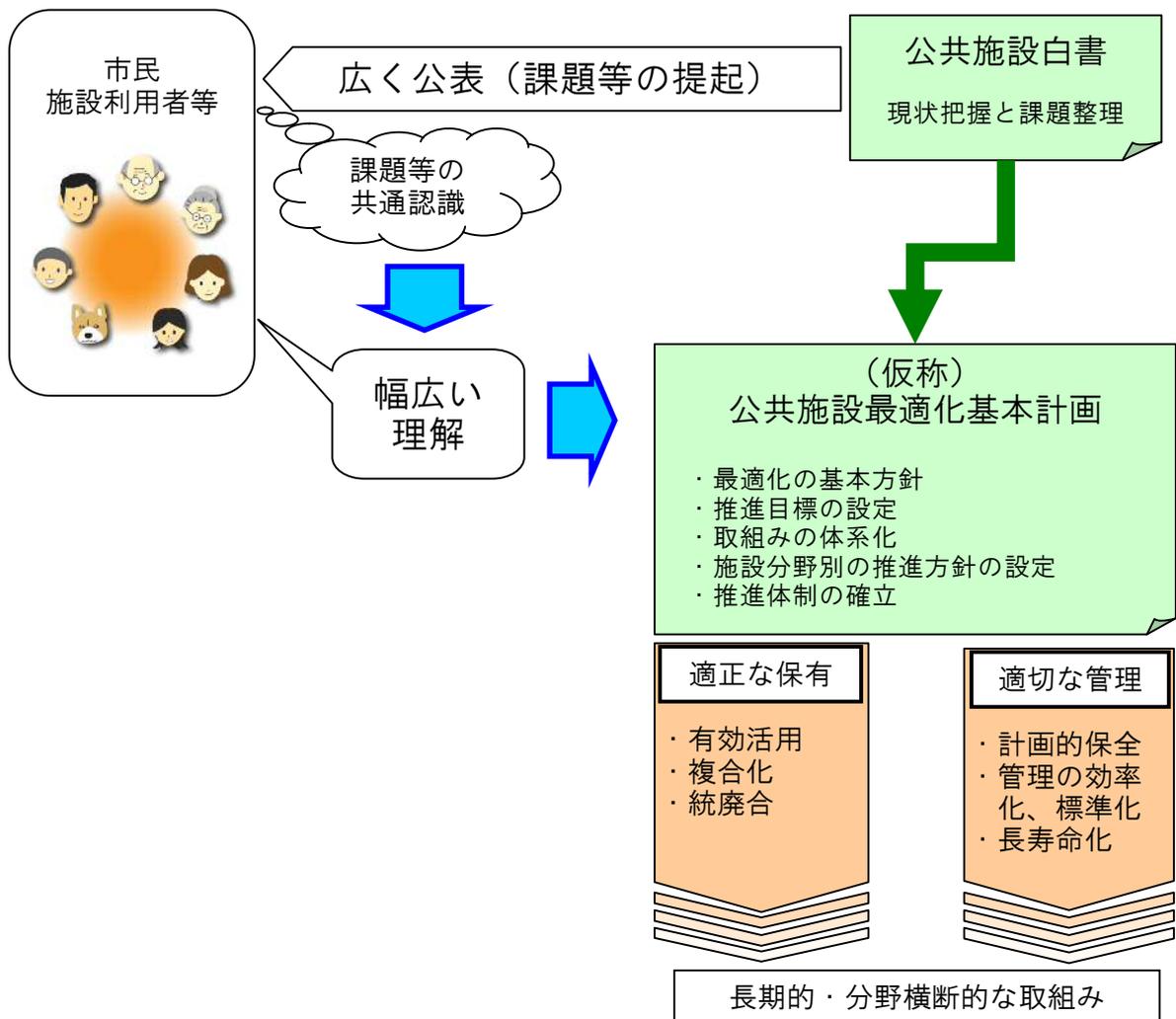
施設白書により現状分析や課題整理を行った後には、公共施設全体の見直しのための基本的な考え方を検討するなど、具体的な取組みにまで繋がるように、計画的に進めていく必要があります。

本書は、久留米市における公共施設の現状の分析を行い、課題を把握するために取りまとめたものです。

そして、この施設白書で整理した課題に的確に対応するための取組みを着実に進めていかなければなりません。

そのためには、市民の皆様と公共施設が抱える課題を共有し、全ての公共施設をあらゆる角度から総合的に見直していく必要があります。

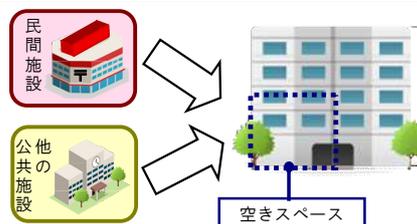
今後、この施設白書の内容を踏まえ、公共施設の最適化に向け、具体的な取組みを計画的に進めていきます。



取組み事例の解説

◆有効活用

- 施設内の空きスペースや不要となった施設に、他の公共施設や民間施設（郵便局、スーパーマーケット等）を入居させた事例もあります。



【施設の有効活用の例】久留米市教育センター

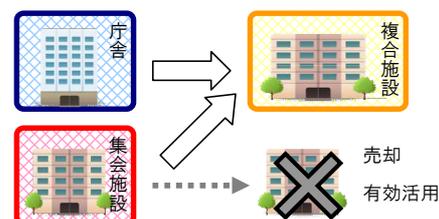
廃校となったコンピューターカレッジの校舎であった建物を、「教育センター」として有効活用しました。

「教育センター」以外に、「包括支援センター」、「文化財収蔵庫」、「幼児教育研究所研修準備室」として使用しています。



◆複合化

- 異なる機能を持つ複数の施設を1か所に統合するもの。
- 不要となった建物等は、売却又は他の用途に有効活用します。



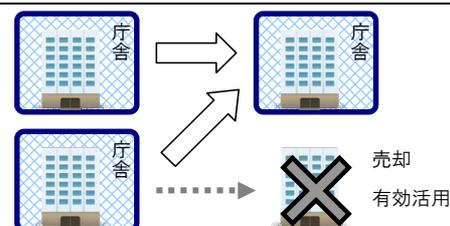
【施設の複合化の例】田主丸総合支所などの複合施設

田主丸総合支所の庁舎の老朽化に伴う建替えに際し、「総合支所」、「保健センター」、「地域包括支援センター」、「多目的運動室」、「校区コミュニティセンター」の5つの機能を合わせた複合施設として設置しました。



◆統廃合

- 同じ機能を持つ複数の施設を1か所に統合するもの。
- 不要となった建物等は、売却又は他の用途に有効活用します。





参考資料

- ※ 1 公共施設に関する国からの通知
 - (1) 公共施設等の総合的かつ計画的な
管理の推進について 【総務省】
 - (2) インフラ長寿命化基本計画



1

公共施設に関する国からの通知

(1) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について 【総務省】

総財務第74号
平成26年4月22日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組みされるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

} 殿

総務省自治財政局財務調査課長

平成 26 年 4 月 22 日
総 務 省

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について

標記については、「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付総務第 74 号総務大臣通知）により公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を要請しているところですが、今般、総務省において別添のとおり「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定しました。

各地方公共団体におかれては、本指針を参考とするほか、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考として総合管理計画を策定し、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進されるようお願いいたします。

また、各都道府県及び各指定都市におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しては本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30 年程度が望ましい）

1

(3) 公共施設等の維持管理¹¹⁾・修繕¹²⁾・更新¹³⁾等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも 10 年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の方針

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各都府県において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の流し出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識(充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等)がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量が適正規模にあるかなどを記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFI¹⁴⁾の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理¹⁵⁾の考え方を取り入れる、トータルコスト¹⁶⁾の削減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新す

るなど）などを記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦ 総合かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中（3）及び（4）の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適

3

<p>当である。</p> <p>一 行政サービス水準等の検討</p> <p>公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。</p> <p>二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し</p> <p>総合管理計画は、必ずしも全ての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提としたものではなく、まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震性の状況、点検・診断の結果等）や現状における取組状況（点検・診断、維持管理・修繕・更新等の履歴等）を整理し策定されたいこと。</p> <p>また、総合管理計画の策定後も、当該計画及び個別施設設計画に基づく点検・診断等の実施を通じて不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。</p> <p>三 議会や住民との情報共有等</p> <p>当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行うことが望ましいものであること。</p> <p>四 数値目標の設定</p> <p>総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの削減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。</p> <p>五 PPP/PFI の活用について</p> <p>公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。</p> <p>六 市区町村域を超えた広域的検討等について</p> <p>総合管理計画の策定にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。</p> <p>また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。</p> <p>七 合併団体等の取組について</p>	<p>合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画の策定を検討していくことが望ましいこと。</p> <p>第三 その他</p> <p>公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。</p> <p>一 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）について</p> <p>平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）⁴を策定することが期待されているが、総合管理計画は、これに該当するものであること。</p> <p>なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定となっていることから、参考にされたいこと。</p> <p>二 公営企業分野に係る施設について</p> <p>公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となること。</p> <p>なお、総務省では、社会資本の老朽化が進む中で公営企業に係る施設・財務等の経営基盤の強化を図るために「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し検討を行ってきただけでなく、同研究会における報告書及びそれを踏まえて予定されている「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成21年7月8日付け総財第103号、総財第75号、総財第96号）総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局公営企業経営企画室長、総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知の改定にも留意すること。</p> <p>三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について</p> <p>各地方公共団体における総合管理計画の策定にあたっては、今後、昨年度実施した公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html）に掲載することとしているので参考にされたいこと。なお、今年度以降も公共施設マネジメントの取組状況調査の実施を予定しているため、この結果等についても参考にされたいこと。また、総合管理計画策定に係る基本的なQ&Aも併せて掲載することとしており、参考にされたいこと。</p> <p>四 更新費用試算ソフトの活用について</p> <p>総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html）において、簡易に更新費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトを公開している。このソフトは、調査表にデータを入力することにより、更新費用を推計することができるものとなっていることから、各地方公共団体における総合管理計画の策定にあ</p>
<p>4</p>	<p>5</p>
<p>6</p>	<p>6</p>

での検討に寄与するものであり、必要に応じ活用されたいこと。

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

総合管理計画の策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税措置を講じることとしていること。あわせて、去る平成26年3月20日の地方交付税法の一部を改正する法律の成立に伴い、平成26年度から、総合管理計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く。）の除却に地方債の充当を認める特例措置が講じられたこと。なお、公営企業に係る施設等については、これまで水道事業等に限定されていた施設処分による公営企業債の充当を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとしていること。

六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

総務省においては、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を前提とした新たな財務書類の作成基準の設定に向け、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の下に2つの作業部会を設け、具体的な検討を進めてきたところであり、近く最終的となりまとめがなされる見込みである。その後、新たな基準の周知とともに、固定資産台帳を含む財務書類等の作成マニュアルを作成した上で、各地方公共団体に対し、新たな基準に基づく財務書類等の作成を要請することとしているので、この動向に留意されたいこと。

総合管理計画は、現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであること。

¹公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（下水道、下水道等）、プラント施設（廃棄物処理場、畜場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。

²維持管理…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。

³修繕…公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きい小さいかを問わない。

⁴更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再構築すること。

⁵個別施設毎の長寿命化計画（個別施設設計画）…インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設設計画）をいう。

⁶PPP…Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

⁷PFI…Public Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

⁸予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかでない不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）

⁹トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

¹⁰インフラ長寿命化計画（行動計画）…インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいう。

インフラ長寿命化基本計画

平成25年11月

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

目次

I. はじめに	1
II. 目指すべき姿	2
III. 基本的な考え方	3
IV. インフラ長寿命化計画等の策定	5
V. 必要施策の方向性	8
VI. 国と地方公共団体の役割	16
VII. 産学界の役割	17
VIII. その他	18
(別添) ロードマップ	19

I. はじめに

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられている。

我が国では、昭和39年に開催された東京オリンピックと同時期に整備された首都高速1号線など、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に高齢化する。例えば、今後20年で、建設後50年以上経過する道路橋（橋長2m以上）の割合は現在の約16%から約65%となるなど、高齢化の割合は加速度的に増加する。

これらのインフラの中には、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など、維持管理に必要な情報が不明な施設も多く存在している。また、維持管理に係る基準やマニュアル等は管理者間でばらつきが存在するほか、国・地方を通じ職員定数の削減が進む中、地方公共団体の中には維持管理を担当する技術職員が不在、若しくは不足している団体も存在するなど、制度や体制についても、我が国全体として十分とは言えないという指摘もある。このような現状に至った背景には、戦後、短期間で集中的にインフラ整備を進める必要があったことや、経年劣化や疲労等に伴う損傷はその進行速度が遅く、問題が顕在化するまでに長期間を要するため必要な措置が講じられてこなかったことなどが考えられ、一刻も早く取組を開始する必要がある。

一方、インフラ長寿命化に資する新技術の研究開発・実証やその導入も重要であり、国として戦略的に推進していく必要がある。センサーやロボット、非破壊検査技術等、劣化や損傷状況等の様々な情報を把握・蓄積・活用する技術は、研究機関や産業界を中心に開発が進められており、これらを維持管理に活用することで、インフラの安全性・信頼性や業務の効率性の向上等が図られることが期待される。

今後、約80兆円に及ぶインフラストックの高齢化に的確に対応するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、成長著しいアジアの新興国との競争に打ち勝ちながら世界の先進国として存続するためには、国土、都市や農山漁村を形成するあらゆる基盤を広く「インフラ」として捉え、これまで以上に戦略的に取組を進めることが重要である。

このため、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、国や地方公共団体等が一体となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する。

1

II. 目指すべき姿

戦略的な維持管理・更新等が行われた将来の目指すべき姿を示すとともに、年次目標等を設定し、その達成に向けたロードマップを明らかにする。
(ロードマップは別添)

(1) 安全で強靱なインフラシステムの構築

我が国は、戦後の厳しい社会経済情勢の中、度重なる大規模災害等の経験を踏まえつつ、困難な地形条件を克服し、多様な気象条件に適応するための取組を進めてきた。その過程において、必要なインフラ整備を推進し、新技術を開発・導入することで、安全性や利便性に係るインフラの機能や建設技術の高度化が図られてきた。

今後は、これまでに整備したインフラの老朽化や、切迫する首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応し、国民の安全・安心を確保することが求められる。

未成熟の維持管理・更新に係る技術（メンテナンス技術）の基盤強化を図り、建設から維持管理・更新に至る一連のサイクルにおいて世界最先端の技術を開発・導入するなど、将来にわたって安全で強靱なインフラを維持・確保するためのシステムを構築することで、国土の脆弱性に対応する。

【目標】

- ・国内の重要インフラ・老朽インフラの90%でセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高度化（2030年度）*
- ・新材料の活用により点検・補修を高度化（2020年度）*
- ・国内の重要インフラ・老朽インフラの全てでセンサー、ロボット、非破壊検査技術等を活用した高度で効率的な点検・補修を実施（2030年）*
- ・老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）*

(2) 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

変化のスピードが速く、複雑化した社会経済システムの下では、既存のインフラを安全に安心して利用し続けられるようにするための取組はもとより、時代とともに変化する社会の要請に的確に対応していくことが必要である。

一方、厳しい財政状況下において人口減少や少子高齢化が進捗する将来を見据えると、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新等を行うことが重要である。

アイデアやビジョンにとどまることなく、必要な人材の確保・育成も含め、総合的かつ一体的にインフラをマネジメントすることにより、トータルコストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある未来を実現する。

【目標】

- ・行動計画で対象とした全ての施設について個別施設毎の長寿命化計画を策定（2020年度）
- ・適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年度）

2

(3) メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

インフラの老朽化への対応は万国共通の課題である。今後、アジアの新興国などで整備されているインフラが一斉に老朽化していくことに鑑みると、その重要性は一層高まるものと考えられる。

今後は、世界最先端の技術に支えられた安全で強靱なインフラを維持・確保するシステムをインフラビジネスの柱の一つとして位置付け、メンテナンス産業として発展させることが重要である。

研究開発の推進によるイノベーションの創出や市場の整備、国際展開等の取組を通じ、メンテナンス産業において世界のフロントランナーとしての地位を築き、我が国のインフラビジネスの競争力強化を実現する。

【目標】

- ・点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）*

※ 日本再興戦略-31938_16_0025-1に設定されている目標値

III. 基本的な考え方

1. インフラ機能の確実かつ効率的な確保

(1) 安全・安心の確保

国民生活や社会経済活動の基盤であるインフラは、時代とともに変化する社会の要請を踏まえつつ、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であり、そのために必要な取組を確実に推進する。

① メンテナンスサイクルの構築

インフラは、利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なり、その状態は時々刻々と変化する。現状では、これらの変化を正確に捉え、インフラの寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラを構成する各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要である。

このため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていく。

② 多段階の対策

維持管理・更新に係る技術的知見やノウハウは、未だ蓄積途上である。このため、新たに得られた知見やノウハウを確実に蓄積し、それらを基に、管理水準を向上させる取組を継続していく。

3

<p>一方、修繕や更新の実施時期等の判断には限界があることを考慮する必要がある。このため、劣化や損傷が直ちに利用者や第三者の被害につながるがないよう、施設の特성에応じて必要な多段階の対策（フェイルセーフ）を講じていく。</p> <p>(2) 中長期的視点に立ったコスト管理 厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持していくためには、様々な工夫を凝らし、的確に維持管理・更新等を行うことで中長期的なトータルコストの削減や予算の平準化を図る必要がある。これらを確実に実行することにより、インフラ投資の持続可能性を確保する。</p> <p>① 予防保全型維持管理の導入 中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを削減し、予算を平準化していくためには、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要である。このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進する。</p> <p>② 維持管理の容易な構造の選択等 維持管理コストは、管理水準や採用する構造・技術等によって大きく変化する。このため、新設・更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用するほか、修繕時には、利用条件や設置環境等の各施設の特性を考慮するなど、合理的な対策を選択する。</p> <p>③ 社会構造の変化や新たなニーズへの対応 今後、グローバルな都市間競争や、人口減少、少子高齢化、地球温暖化等の進展が見込まれる中、インフラに求められる役割や機能も変化していくものと考えられる。このため、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討する。 その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。</p> <p>2. メンテナンス産業の育成 一連のメンテナンスサイクルを継続し、発展させていくためには、インフラの安全性・信頼性の向上や、維持管理・更新業務の効率性の向上を図るための新技術の開発・導入が極めて重要である。このため、</p>	<p>産学官の連携の下、研究開発を推進し、生み出される新技術を積極的に活用することで、メンテナンス産業に係る市場の創出・拡大を図る。 これらを通じ、民間開発を活性化させ、我が国のメンテナンス技術を世界の最先端へと導くことで、世界をリードする輸出産業へと発展させる。</p> <p>3. 多様な施策・主体との連携 インフラは、社会経済活動の基盤であり、インフラ相互はもとより、ソフト施策とも相まって、様々な機能を発揮する。このため、多様な施策や主体との連携により維持管理・更新等の効率化を図りつつ、その機能を最大限発揮させていく。</p> <p>(1) 防災・減災対策等との連携 インフラがその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労に加え、地震動等の災害外力にも耐える必要がある。このため、修繕等の機会を捉え、インフラの防災・耐震性能や、事故に対する安全性について向上を図るなど、効率的・効果的な対策を推進する。</p> <p>(2) 様々な主体との連携 限られた予算や人材で、安全性や利便性を維持・向上していくためには、新技術の開発・活用や、多様な主体との積極的な連携が重要である。このため、適切な役割分担の下、政府内や地方公共団体内の連携はもとより、国や地方公共団体、都道府県と市町村、官と民、地域社会等の相互連携を強化し、各々が責任を持って取組を推進する。</p> <p>IV. インフラ長寿命化計画等の策定 各インフラの管理者（管理者以外の者が法令等の規定によりそのインフラの維持管理・更新等を行う場合にあっては、その者。以下同じ。）及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関（以下「各インフラを管理・所管する者」という。）は、本基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定する。 さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定する。</p> <p>1. インフラ長寿命化計画 必要なインフラの機能を維持していくためには、メンテナンスサイクルを構築するとともに、それらを支える技術、予算、体制、制度を一体的に</p>
<p>整備することが必要である。 このため、各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえた上で、以下に示す記載事項を基本として行動計画をできるだけ早期に策定する。 なお、各インフラを管理・所管する者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、行動計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラを管理・所管する者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に必要な見直しを行うよう努める。</p> <p>〔記載事項〕 ① 対象施設 自らが管理者である又は所管する立場にあるインフラを構成する各施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる全ての施設について、行動計画の対象とする。</p> <p>② 計画期間 後述の「IV. 1. ④中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し」を踏まえつつ、「IV. 1. ⑤必要施策に係る取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮の上、計画期間を設定する。 なお、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、適宜、計画の更新を実施することで、取組を継続し、発展させていくものとする。</p> <p>③ 対象施設の現状と課題 対象施設について、維持管理・更新等に係る取組状況（点検・診断、修繕・更新等の措置の進捗状況、維持管理・更新等に係る情報や組織体制、基準等の整備状況等）や、行動計画の策定時点で把握可能な施設の状況（建設年度、利用状況、点検・診断の結果等）等を踏まえ、維持管理・更新等に係る課題を整理する。</p> <p>④ 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し 行動計画の策定時点で把握可能な情報に基づき、対象施設の維持管理・更新等に係る中長期的なコストの見直しを明示する。 なお、行動計画の策定時点で把握可能な情報が限定的であるなど、中長期的なコストの見直しに一定の精度が確保されず、必要施策に係る取組を検討する上で参考とすることが困難と判断される場合にあっては、必要な情報が蓄積できた段階で実施することとする。</p>	<p>⑤ 必要施策に係る取組の方向性 後述の「V. 必要施策の方向性」に掲げる施策のうち、「IV. 1. ③対象施設の現状と課題」や「IV. 1. ④中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し」に照らして必要性が高いと判断されるものについて、自らの取組の方向性を明確化する。 その際、「IV. 2. 個別施設毎の長寿命化計画」に基づく個別施設計画の策定方針についても明らかにする。</p> <p>⑥ フォローアップ計画 「IV. 1. ⑤必要施策に係る取組の方向性」で明確にした取組について進捗状況を定期的に把握するなど、行動計画を継続し、発展させるための取組について明記する。</p> <p>2. 個別施設毎の長寿命化計画 各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。 なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。</p> <p>〔記載事項〕 ① 対象施設 行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。</p> <p>② 計画期間 インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。 本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見直しの精度向上を図る。</p>

③ 対策の優先順位の考え方
個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等
点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤ 対策内容と実施時期
「IV. 2 ③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用
計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

V. 必要施策の方向性

「II. 目指すべき姿」の実現に向け、各インフラを管理・所管する者は、維持管理・更新等に係る取組状況や、把握している施設の状態等を踏まえ、以下に示す取組の具体化を図るとともに、それらを行動計画や個別施設計画としてとりまとめ、必要な取組を確実に実行する。

(1) 点検・診断、修繕・更新等

【点検・診断】

各インフラの管理者は、行動計画や個別施設計画に基づき、できるだけ早期に必要な体制を整備し、定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因等を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価（診断）を実施する。

一方、点検・診断に必要な知見やノウハウは蓄積途上であることから、維持管理・更新等に係る基準等を自ら有していない管理者は、当分の間、国が定めた基準等を参考に点検・診断を実施するものとする。その取組を継続する中で、知見やノウハウを蓄積し、必要な基準等の整備や、

8

(3) 情報基盤の整備と活用

各インフラを管理・所管する者は、メンテナンスサイクルを継続し、発展させていくため、維持管理・更新等に係る情報を収集・蓄積する。さらに、それらを分析・活用するとともに、広く国民に発信・共有することで、取組の改善を図る。

【収集・蓄積】

各インフラを管理・所管する者は、建設当初の状態^{※1}、経年劣化や疲労に影響を及ぼす要因^{※2}、強度・機能の回復・向上に係る取組の履歴^{※3}、最新の状態^{※4}等について、その利活用も念頭に置きながら、情報の収集・蓄積を推進する。

- ※1 施設の基本（建設時期、構造形式、建設地、建設費用、施工等） 等
- ※2 利用状況、気象条件、気候変動、災害履歴 等
- ※3 修繕・更新の履歴（対策の経緯・内容・費用、施工者等） 等
- ※4 点検・診断の履歴（劣化・損傷状況、診断等） 等

情報の収集に当たっては、現在の手法に加え、センサーや ICT 等の新技術も活用し、情報の高度化、作業の省力化、コスト削減を推進するとともに、得られた情報については、各インフラを管理・所管する者で相互に共有すること等を通じ、情報のビッグデータ化を図る。その際、蓄積される情報の質を確保することが重要であることから、国は、劣化・損傷レベルの判定等の判断を要する事項について、実施主体によらず一定の水準が確保されるよう、各施設の特性に応じた尺度で評価される仕組みを構築する。

さらに、情報の蓄積に当たっては、利活用が容易となるよう、国は、電子化、フォーマットの統一はもとより、既存のデータベース等を最大限活用しつつ、3次元の形状データや施設の様々な属性を一体的にわかりやすい形式で管理できるシステム（Construction Information Modeling（CIM）等）の導入や、GIS と衛星測位を活用した地理空間情報（G 空間）との統合運用についても検討し、将来的には、得られた情報を自動で解析し、修繕や更新の時期、内容を明示するシステムを構築するなど、より汎用性の高いシステムを目指す。

また、設計や施工時に作成・活用した図面等の図書や記録について、各施設の特性等も踏まえつつ、供用期間中の保存を義務付けることなどについても検討する。

【分析・利活用】

各インフラを管理・所管する者は、メンテナンスサイクルの発展につなげるため、以下の観点から利活用を推進する。

- ・設計・施工時に検討・把握した維持管理上の留意事項等の継承による、効果的な維持管理の実施、作業の効率化

10

一定の技術力を持った人材の確保・育成に取り組むことで、点検・診断の精度向上を図る。

また、実施に当たっては、安全性の向上やコスト削減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用することで、有用な新技術の開発・導入・普及を後押しする。

【修繕・更新等】

各インフラの管理者は、各施設の健全性や行動計画等の策定時点で果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえ、対策の優先順位の考え方を明確にした上で、行動計画や個別施設計画に基づき、必要な修繕・更新等を効率的かつ効果的に実施する。

その際、各施設の必要性自体についても再検討し、検討の結果、必要性が認められない施設については廃止や撤去を進めるほか、必要性が認められる施設にあっては、更新等の機会を捉え、社会経済情勢の変化に応じた用途変更や集約化なども含めて対応を検討する。また、維持管理・更新等に当たり、兼用工作物や占有物件が存在する施設等については、工事内容や実施時期等について事前に十分な調整を行うなど、効率的に実施する。

さらに、安全性の向上やコスト削減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用することで、有用な新技術の開発・導入・普及を後押しする。

(2) 基準類の整備

各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性を踏まえ、各々、法令や要領、基準、マニュアル等の基準類を全体として過不足なく、整合性をもって体系的に整備する必要がある。

このため、国は、各施設の特性に応じ、メンテナンスサイクルを構築し、継続・発展させる上で不可欠な事項について、各インフラの管理者の対応の指針となる基本的な考え方、必要な基準類を策定し、各インフラの管理者に提供する。これを踏まえ、各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性に鑑み、維持管理・更新等に必要な基準類を整備する。

また、メンテナンスサイクルの取組を通じて得られた新たな知見やノウハウは、各インフラを管理・所管する者の間で相互に共有を図り、それらを基準類に反映することで、維持管理・更新等に係る取組の更なる高度化を図る。

その際、同種・類似の施設については、各インフラを管理・所管する者の間で連携を図るほか、各施設の利用状況や重要度等に応じて点検体制や実施ルール等の管理水準を設定するなど、効率化に向けた取組も推進する。

9

- ・事故等が発生した場合における、同種・類似のリスクを有する施設の特定、予防的な対策の実施
- ・安全の確保や、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの削減や予算の平準化を図る上で有効な知見・ノウハウの基準等への反映や、過去に講じた対策や新技術の導入効果の分析等による、対策の高度化
- ・インフラの資産価値の評価等、国際的な標準化の動きへの対応

【発信・共有】

各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等の必要性や重要性に対する国民の理解を促進するとともに、老朽化が進むインフラの安全性に対する不安を払拭し、併せて、民間企業等における研究開発等の取組を促すため、必要な情報について広く発信し、共有化を図る。

国は、これらの取組が円滑かつ効率的・効果的に図られるよう、各施設の特性等を踏まえつつ、維持管理・更新等に係る各データベース等とも連携しながら、情報プラットフォームを構築するとともに、情報の取扱いのルールを明確化し、メンテナンスサイクルの取組を進める中でその改善・充実を図る。

(4) 新技術の開発・導入

【老朽化対策における技術開発・導入の重要性・必要性】

予算の制約のある中で、インフラの老朽化対策を進め、インフラの安全性・信頼性を確保するためには、維持管理・更新等に係る費用の低減を図りつつ、目視等のこれまでの手法では確認困難であった損傷箇所等も的確に点検・診断・対処することが重要であり、そのためには、技術開発や新技術の導入を積極的に推進することが必要である。

【技術開発・導入の方向性】

国は、技術開発を効果的・効率的に進めるため、技術開発に対する社会ニーズと、これに関連する技術シーズを的確に把握するとともに、これらのマッチングを図る。

さらに、技術開発の成果を速やかに社会的な成果へとつなげ、メンテナンスサイクル全体の底上げを図るため、研究段階における実証実験等の実施や、実用化段階における試行の実施等について、関連する事業・施策とも連携しながら、一連の取組を円滑かつ強力に推進する。

具体的には、ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術研究開発を進め、それらを積極的に活用するとともに、既存の技術や他分野の技術についてもその有用性を認識し、有効に活用する。さらに、その結果を速やかに評価し、有用な技術に

11

ついて基準等に反映することで、現場への導入を加速させる。評価の結果、課題がある場合には、改善点を明らかにし、更なる技術の改善につなげる。

(5) 予算管理

各インフラの管理者は、厳しい財政状況下においても、必要な維持管理・更新等を適切に行えるよう、新技術の導入等によりコスト削減を図りつつ、行動計画や個別施設計画に基づき投資することで、必要予算の平準化を図る。

その際、既存インフラのみならず、今後新たに整備されるインフラも含め、総合的かつ計画的見地から維持すべきインフラの機能の適正化を図り、それらを賢く使うことで、維持管理・更新等に係るインフラ投資の効率化を図る。

また、費用や効果に関する知見の蓄積を図るとともに、人口減少・少子高齢化の進展等の社会情勢の変化等に鑑み、必要に応じて受益と負担のあり方等についても再考し、必要な取組を推進することで、投資の持続可能性を確保する。

(6) 体制の構築

全てのインフラにおいてメンテナンスサイクルを確実に実行するため、各施設の特性に応じて、人員・人材等を確保することが必要である。

① 国

国は、自らが管理・所有するインフラについて、全国各地で発生する劣化や損傷、災害等に迅速に対応するとともに、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者の技術力の維持・向上を図られるよう、本省と地方支分部局、更には研究機関等が、適切な役割分担の下、一体となって取組を進める体制を構築する。

その際、新技術の開発・活用や、民間等の様々な主体との連携強化を図りつつ、組織・人員の再配置を行うことで、職員等の技術力の維持・向上を図る。

【資格・研修制度等の充実】

インフラの安全を確実に確保するためには、一定の技術的知見に基づき基準等を体系化するとともに、それらを正確に理解し、的確に実行することが不可欠である。さらに、今後、新技術の開発・導入に伴い、メンテナンス技術の高度化が期待され、それらを現場で的確に活用し、最大限の効果を発揮させることが重要である。

このため、国は、維持管理・更新等に係る様々な知見やノウハウの集約を図るとともに、資格制度の充実や、外部有識者を交えた

教育・研修制度を活用するなどにより、各インフラの管理者の技術力の底上げを図る。また、高度な技術力を有する技術者から成る組織の創設等により、管理者が実施する点検・診断等を随時必要となる専門的な対応を行うなど、国や地方公共団体等の管理者の違いにかかわらず、その機能を発揮させるための新たな制度についても検討する。

【技術開発・導入を推進するための体制強化】

技術開発・導入の重要性に鑑み、国等の研究機関の機能を強化するとともに、民間で開発された新技術や新材料等について、その普及が促進されるよう、国は、評価や認証に係る制度の充実や、標準化に向けた取組を推進する。

また、各インフラに共通する課題については、産学官や関係省庁の連携を強化し、社会ニーズ及び技術シーズを踏まえた的確な研究開発を推進する。適切な役割分担の下で、現場と一体となって取組を推進することで、分野を超えた技術の統合、融合、組合せを実現し、効果の向上を図る。

なお、具体的な取組内容等については、行動計画において研究開発、実証、導入などの各段階に対応した新技術の活用推進に係る計画を明記することで、取組を着実に推進する。

【地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援】

国は、自らが保有する知見やノウハウを必要とする地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者に対し、常時相談に応じることができるよう、本省や地方支分部局、研究機関に相談窓口を設置するとともに、資格・研修制度の充実、講習会の実施等により、国が有する技術的知見やノウハウを提供する。

また、高度な技術力を要する施設の修繕・更新など、必要性が認められるものについては、国による代行制度の活用や技術者の派遣、地方公共団体等の先進事例の収集・共有等、国・都道府県・市区町村等の各インフラを管理・所管する者が相互に連携して対策を講じる仕組みを構築する。

② 地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者

人口規模や産業構造、地形、気象条件等は地域毎に様々であり、これに呼応し、施設の種類、規模、健全性等も地域によって異なる。各インフラの管理者は、各々の置かれた状況に応じ、自らの判断により維持すべきインフラの機能を適正化し、適切な管理を行うための体制を整えることが重要である。

12

一方、維持管理・更新業務を担当する技術職員が不在、若しくは不足している団体も存在する等、現状の体制は必ずしも十分とは言えないとの指摘もあり、厳しい財政状況の下、インフラの老朽化が進行しているにも関わらず、維持管理・更新等の必要な対策が講じられない事態も発生する恐れがある。

このような現状を打開するためには、各インフラの管理者は自らの責務に鑑み、維持管理や更新、統廃合等を含めた取組実態を再確認するとともに、積極的に国の支援制度や民間のノウハウ、新技術等を活用しつつ、インフラの健全性の把握や、必要な対策を進めることが必要である。

その取組を進める中で、維持管理や更新、統廃合等における課題を明確化し、組織・人員の維持管理・更新部門への適正な配置について検討するほか、インフラ全体を総合的かつ計画的に管理するための体制を組織全体で構築することが重要である。必要な技術職員がいない場合には、必要とするノウハウのアウトソーシングを図るなどにより、人員・人材の両面から体制を構築することも検討していく必要がある。

③ 維持管理等の担い手

財政制約の高まりや、関係予算の削減に伴い、維持管理等の担い手となる地域の建設産業が疲弊している。また、若年入職者の減少もあり、ノウハウや技術の継承に支障が生じ、将来の施工力の低下が懸念されている。このため、各インフラの管理者と一体となって、将来にわたってインフラの維持管理・更新等に取り組んでいけるよう、対策を講じる必要がある。

一方、地域貢献を目的とする活動に対する市民意識の高揚が見られる。限られた人材・予算で膨大なインフラの維持管理・更新等が求められる状況下、これらの積極的な活用が必要である。

○民間企業

点検・診断、修繕、更新等を実行するためには、それらを担う建設産業における人材の確保・育成及びノウハウの蓄積、技術力・技能の向上が不可欠である。加えて、維持管理・更新等に係る業務の採算性の確保に向けた取組が必要である。

このため、建設企業が維持管理・更新等の担い手となる上で不可欠な入札契約に係る諸制度の改善等を図り、適正な協力関係を構築する。

また、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、インフラの維持管理・更新等の効率化、サービスの質的向上、

14

財政負担の軽減が図られる事業については、PPP/PFIの積極的な活用を検討することとする。

【入札契約制度等の改善】

維持補修工事は、施設毎に構造形式や劣化・損傷の状況等が異なることから、新設工事と比べて多くの労力を要し、人件費や機材のコストも割高になる場合がある。また、既存の施設の中には、老朽化対策を実施する上で必要となる構造形式等の情報が保たれていない施設も存在しており、このような施設の対策実施に当たっては、目視、非破壊検査等により状態を把握した上で設計を行っているものの、施工段階において設計と現場条件が異なり、手戻りが生じるケースも発生している。

このため、現場条件に見合った適切かつ計画的な発注や、それらを実現するための入札契約制度の改善を推進する。

具体的には、工種や施工条件に応じた積算基準の見直しを図るとともに、調査・設計・施工の各段階の連携による発注や、あらかじめ工事材料等について単価を契約で定める単価・数量積算方式の活用、発注者支援のための新たな仕組みの活用など、入札契約制度の見直しを推進する。

さらに、地方公共団体等が事業の特性に応じてこれらの入札契約方式を適切に選択し運用できるよう、国が支援していく。

【技術者・技能者の人材確保・育成】

インフラを安全に安心して利用し続けるようにするためには、維持管理・更新等の担い手となる建設産業が持続的に発展し、将来にわたって建設企業の施工力や維持・修繕を含めた工事の品質等を確保することが不可欠である。

このため、企業にとって「ヒト・モノ・カネ」の投資に値する魅力的な環境整備を図るとともに、将来を担う技術者・技能者の確保・育成に向けた取組を推進する。

具体的には、積算基準や入札契約制度の見直しにより業務の採算性の確保を図るほか、地域や施設毎に求められる技術・技能が異なる状況に鑑み、それらの習得を地域が一体となって後押しする取組や、資格制度の充実等を推進する。

併せて、技能労働者の処遇改善を図るため、各自が保有する施工力に係る資格や研修履歴、工事経験等の情報を ICT 技術により管理・蓄積・活用する仕組みの構築を始めとした取組についても、関係者ととも検討する。

15

○市民団体等

各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性等を踏まえつつ、インフラの維持管理の担い手としての役割を期待されている地域の市民団体等の活用を検討する。

活用が可能な施設にあっては、情報提供や人材・資機材の活用ルール等を明確化するなどにより、市民団体等による維持管理を推進する。

(7) 法令等の整備

各インフラを管理・所管する者が共通して取り組むべき事項や、必要な制度等については、各インフラを構成する各施設の特性等を踏まえつつ、法令等で定めることにより、その責務を明確化することが重要である。

このため、国は、基準類の体系的な整備や必要施策の制度化を検討する中で、機会を捉えて必要な法令等を整備するとともに、各インフラを管理・所管する者は、その体系の中で、自らの工夫や判断が求められる内容について、必要な基準、制度等を整備するものとする。

VI. 国と地方公共団体の役割

インフラの維持管理・更新等は、一義的に法令等に基づき、各インフラの管理者の責任の下で行われるべきものである。しかしながら、現状では、維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保を自ら行うことが困難な管理者も存在しており、国等が必要な支援を実施しつつ、インフラに求められる安全や機能を確保し、国民生活や社会経済活動を支えていく必要がある。

また、技術力の向上やメンテナンス産業の発展に資する取組は、産業界との連携の下、国・地方公共団体等が一体となって推進する必要がある。

【国の役割】

国は、インフラの安全や求められる機能を確保する上で必要な事項を各インフラの法令等において明確化するとともに、それらの確実な実施を図るため、管理の実態等を踏まえつつ、必要な体制や制度等を構築する。自らが管理・所有するインフラについては、他の各インフラの管理者とも連携を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理する。

また、各インフラを管理・所管する者に対しては、本基本計画の考え方等に基づき、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには人口動態、市町村合併の進展状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じた行動計画及び個別施設設計画を策定するよう要請する。さらに、その確実な実行に向け、各インフラの管理者に対し、

維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保について必要な支援を実施する。

あわせて、維持管理・更新等を進める中で蓄積したデータやノウハウを、各インフラを管理・所管する者や産業界等と共有し、新技術の開発等のメンテナンスの高度化に向けた取組を進めるとともに、それらの成果を積極的に活用するなどにより、我が国のメンテナンス産業の発展を全面的に支援していく。

【地方公共団体の役割】

地方公共団体は、自らが管理・所有するインフラについて、国が構築した体制や制度等も活用し、国やその他の各インフラの管理者とも連携を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理するとともに、出資等を行っている各インフラの管理者に対し、必要に応じて行動計画及び個別施設設計画の策定等を要請するなどにより、インフラの安全や必要な機能を確保することが求められる。

その際、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには人口動態、市町村合併の進展状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じて、インフラの維持管理・更新等を総合的かつ計画的に行うことが重要である。

また、データやノウハウの蓄積など、メンテナンスの高度化に向けた国の取組に協力し、国全体としての技術力の向上や、メンテナンス産業の発展に協力していくことも求められる。

VII. 産業界の役割

産業界では、これまで、様々な分野において、センサーやデータ解析などの個別の要素技術の開発・活用が進んでいる一方、それらをインフラの維持管理・更新等に活用する取組は始まったばかりである。

また、大学や研究機関等においても、これまで、維持管理・更新等に関する取組は個性が高い課題との認識の下、専門分化が進んできた。その結果、主に施設分野毎、管理者毎に知識と技術が蓄積され、相互の情報共有が十分とは言えない状況にあり、今後、更なる成熟化や体系化が求められている。

このような現状を踏まえ、今後は、これまで以上に産学官の連携を図り、適切な役割分担の下、取組を進めていく必要がある。

【「産」の役割】

これまで産業界が自らの技術開発等の取組を通じて蓄積した知見やノウハウはもとより、今後、各インフラを管理・所管する者が取組を進める中で蓄積し、共有化を図っていく情報も最大限活用しながら、

インフラの安全性や信頼性の向上、維持管理・更新業務の効率化に資する新技術の開発が進められることが求められる。

さらに、これらの取組によって生み出される我が国の先進的なメンテナンス技術で世界の市場を開拓し、世界の最前線で活躍する人材を育成することが期待される。

【「学」の役割】

維持管理・更新等に係る知見やノウハウについて、これまでに蓄積された情報に加え、今後、各インフラを管理・所管する者により蓄積、共有化が図られる情報を含め、体系化が図られることが求められる。

その中で、経年劣化や疲労等が施設に及ぼす影響の評価や、それらを踏まえた対策の検討、さらには対策による効果や耐用年数の評価等、メンテナンス技術の発展や、より計画的で効果的な維持管理・更新等の実現へとつながる研究開発が進むことが期待される。

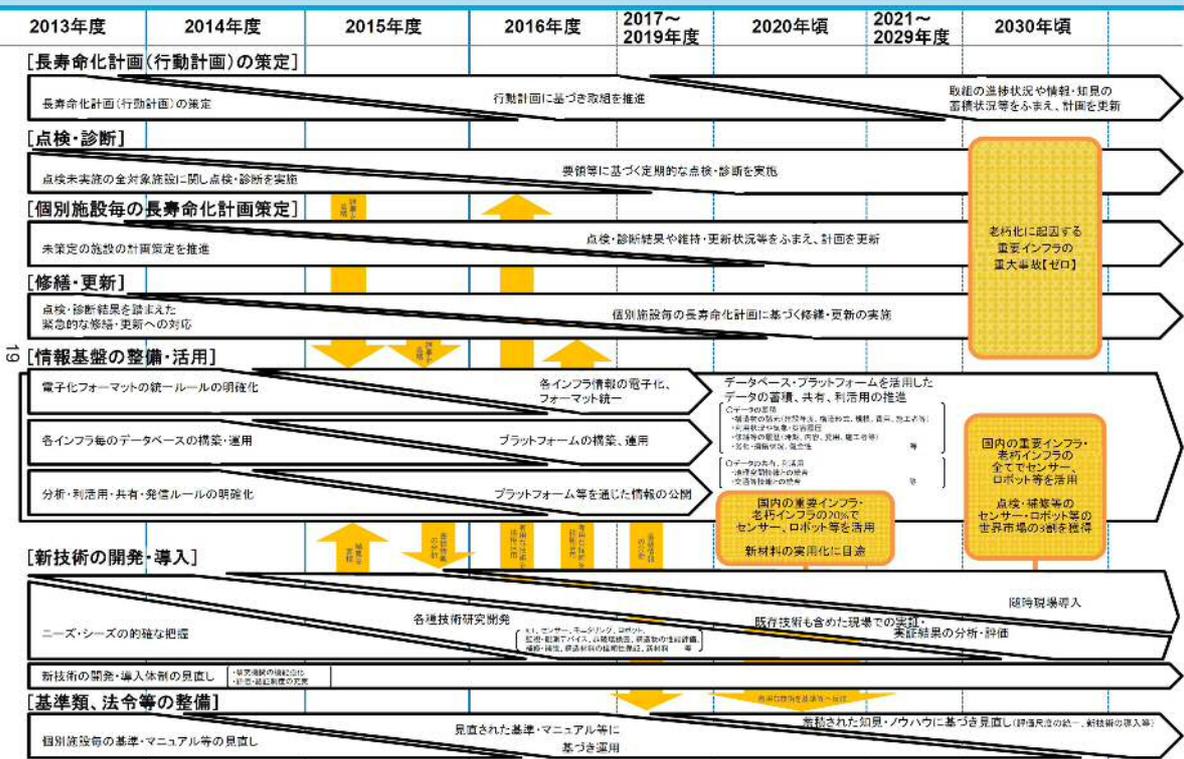
さらには、これらの取組を通じて、高度な技術力を有する技術者を社会に輩出することが期待される。

Ⅷ. その他

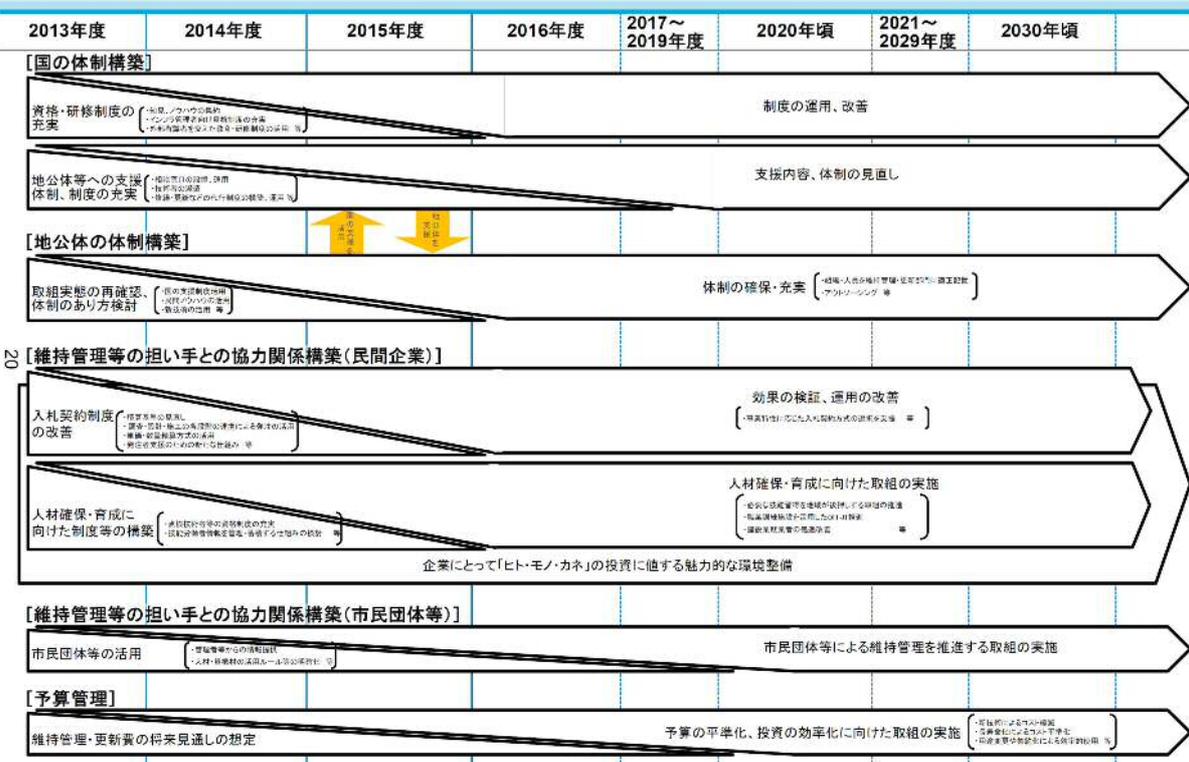
【フォローアップ】

本基本計画の実効性を確保するため、国は、各インフラを管理・所管する者の取組状況を把握、公表することとする。その結果に基づき、必要に応じ、追加的な対策を検討する。

インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)



インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)





久留米市公共施設白書

発行：平成26年 7月

改訂：平成26年10月

久留米市 総合政策部 行財政改革推進課
行政改革推進本部 公共施設白書作成プロジェクト

福岡県久留米市城南町15番地3

電 話 0942-30-9124

ファックス 0942-30-9703